

第六十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 五 号

昭和四十六年二月二十六日(金曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 天野 公義君
理事 伊能繁次郎君 理事 熊谷 義雄君
理事 佐藤 文生君 理事 坂村 吉正君
理事 塩谷 一夫君 理事 大出 俊君
理事 伊藤惣助丸君 理事 和田 耕作君
理事 阿部 文男君 理事 加藤 陽三君
理事 笠岡 喬君 理事 鯨岡 兵輔君
辻 寛一君 中山 利生君
堀田 政孝君 上原 康助君
木原 実君 横路 孝弘君
山田 太郎君 東中 光雄君

出席國務大臣

出席政府委員

外務大臣 愛知 揆一君
建設大臣 根本龍太郎君
外務政務次官 竹内 黎一君
外務大臣官房長 佐藤 正二君
外務省アジア局長 須之部量三君
外務省アメリカ局長 吉野 文六君
外務省条約局長 井川 克一君
外務省情報文化局長 藤山 樽一君
建設大臣官房長 大津留 温君
建設省都市局長 吉兼 三郎君
建設省住宅局長 多治見高雄君

委員外の出席者
通商産業省化学工業局産業建材課長 倉部 行雄君
内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員の異動

二月二十六日
辞任 稲村佐四郎君 補欠選任 伊藤宗一郎君
横路 孝弘君 阪上安太郎君
同日 辞任 阪上安太郎君 補欠選任 横路 孝弘君

二月二十五日

環境庁設置法案(内閣提出第六〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○上原委員 外務大臣にいろいろお尋ねしたいわけですが、これまでも予算委員会あるいは沖特その他の委員会でもいろいろお尋ねしてまいりましたが、ある面では重複する面、あるいは同じ答弁というものが出てくるかと思いますが、なお不明確な点がありますのでお尋ねしたいと思います。

きょうはまず最初に、ごく簡単に、日中国交回復の問題についてちよっとお尋ねをしておきたいと思うのです。御案内のように、昨年の暮れに超党派で日中国交回復促進議員連盟が結成をされ、中華人民共和国との国交回復ということ、国民各階層の強い要求になってきていると思えます。さらに最近、藤山氏並びに岡崎氏らの一行が訪中して、日中貿易交渉も順調に進んでいる。あすじゅうにも貿易交渉の共同声明に調印をするという段階にまでこぎつけていると伝えられております。本来、国交回復というものはやはり政府ベースでなされるべきものだと考えるわけですが、遺憾ながら現在の政府の日中問題に対する姿勢というものが前向きでないといえますか、あるいは非常に慎重に考慮をするというような空気を示していない。そういう面、一方においては民間外交の何となく日中国交回復を打開して、さういふ非常に積極的な動きも出ております。さらに日本国際貿易促進協会代表の訪中によって、中国側との話し合いが進められて、周恩来首相も経済界の関係者の訪中というものを歓迎をされたということも伝えられております。こういう動きに対して、国の外交問題を担当なさる外務大臣として、貿易交渉に臨んでおられる方々の積極的な日中打開策というものをどう評価しておられるのか、それが一つ。

質問の第二点としては、沖繩が戦後二十五周年の長期にわたって米国の占領、支配下にいまなおあるという現状、そしてその過程で米軍の巨大な基地というものが構築をされ、この沖繩の米軍基地というものが、日中の国交回復なり、あるいはこれから進めていこうとする国交回復の面において、どのような影響をもたらしているとお考えなのか、そのあたりをまずお伺いをして、沖繩問題の中心についてさらに御見解を賜りたいと思えます。

○愛知國務大臣 第一の問題につきましては、政府の姿勢や見解はすでに明らかにしているとおりでございまして、一面において、国民政府との間の日華平和条約というものが存在していることも御承知のとおりでございますが、また一面において、中国大陸におけるところの状況についての認識というものも十分持つておるわけでありますから、この日中間の正常ならざる関係をより正常化した、そのためには政府間の対話も持ちたいという態度はかねがね表明し、また提唱もしているわけでございますから、そういう気持ちを持つております政府の立場からすれば、貿易交渉はもちろんでありますし、まだ正常化されていない現状におきまして、各方面の方がいろいろの立場から国交のより正常化ということについて、現在の両国関係の正常ならざる関係をより正常化しようという努力を積み上げられておることについては、敬意を表しておる次第でございます。

それから、第二の沖繩返還問題との関係におきましては、私は、本件は直接の関係はない、かように存じておるわけでございまして、いざまたお尋ねも出ようかと思ひますけれども、よく共同声明というものが論議の対象になりますけれども、やはり基本姿勢としては、中華人民共和国の体制というものが、激しい対決とか武力行使とかいうことにならないように、またそういうふうにならないであらうという願望を込めて、国際情勢を見ているわけでございまして、こういう関係からいたしまして、日中間のことで沖繩返還問題というものは直接な関係はない、こういうふう存じております。

○上原委員 あとで私が進めていく質問内容なり国の根本的な外交姿勢という面、私は、日中国交回復ということと沖繩問題の根本的解決というものは密接につながる問題だと判断をいたしますので、いま一つ尋ねておきたいと思ひます。

政府のこれまでの国会での御答弁なり、いろいろな面で、日中問題に対するお考え方、姿勢というのは、いま大臣がおっしゃるところもある程度理解をいたします。しかし、この段階で真に極東の平和ということ、あるいはアジア近隣諸国との友好関係というものを考えた場合に、中国側も何とか門戸を開こうという立場でいまアプローチをしてきていると受け取れます。政府という外交ベールで積極的にこの機会をとらえて、日中問題の回復ということに、ことばだけの大使会談とか、何とか国交を回復したい、正常化したいということとでなくして、ほんとうに一步踏み込んで政府の代表を派遣するとか、あるいは中国側からお招きをするというような立場でやるといってお考えはないのかどうか、その点お尋ねしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 ことばがなければ行動もないわけでございますから、日本の姿勢というものは明らかにされておると私は思います。それから、先般来いろいろな国会を通じてお尋ねがございましたように、具体的な動きもないわけではないわけでございますが、なかなかこういふことは、あしたかあさってどうこうということになるものではないので、忍耐強く、また姿勢を正して積み上げていくべき問題である、かように存じております。政府としては、積極的に対話を持ちたい、こういう姿勢でありますことは前々申し上げておるとおりでございます。

○上原委員 先ほどの二点目の私の質問に対して、沖縄の返還ということは日中国交回復とは直接の関係はない、そういう御判断だということでしたが、私がお尋ねしていることは、沖縄に巨大な米軍基地があるということが、日中の国交回復、あるいはもつとはつきり申し上げると、社会主義、共産主義近隣諸国との国交回復という面でのような影響を及ぼしてきた、あるいはまた及ぼしているかということについて、どう御判断をしておられるのかということですので、返還協定そのものはやはりアメリカとの関係であるという

ことはわかりますが、しかし国際外交、特にアジア外交という面から考えた場合に、沖縄の今日の状態というものが多分に影響しているということ、は、一般の常識論からして判断できると思ひます。その点についてはどういふお考えですか。

○愛知国務大臣 先ほどもお断わりしておきましたように、いづれ御質疑があるでしょうということ、を私も前提にしているくらいで、これはいろいろの議論の対象であることは私もよくわきまえておるつもりでございます。ただ、私が関係が直接ないと思ひましたのは、日中関係が現在のようない状態ですと断言していくと、かりに仮定いたしましたも、あるいは逆に言えば、日中間に何か政府間の対話が持たなければというように、積極、消極両方の条件が整わなければ返還協定の作成、調印が延びるとか促進されるとか、そういう意味の関係は直接ないということをおし上げたわけでございます。まして、事実はそのとおりでございます。かりに日中間の政府間の接触や対話がこの夏までに行なわれないうちにも、この夏までに返還協定の話が着落することは確実であると思ひますし、またそれを前提にして年内に国会の御審議をいただく。そのときには凡百の関係、国内立法も御審議を願うことになると思ひますけれども、そういうスケジュールが、かりに今年内に日中間の政府間接触がなくとも、そのスケジュールには何らの影響はない、こういうふうな関係を申し上げたわけでございます。後段でお述べになりましたようなことは、日本全体の外交政策の問題であるし、あるいは日本全体としての安全保障政策に対する御意見、御議論の問題である、かように私は承知いたしております。そういう関係から見ますれば、日中問題のみならず世界情勢に対する日本の外交姿勢というものが大いに関係がある——意見は別として、関係があるということは、これはもうお示しのとおりだろうと思ひます。

○上原委員 いまアジア情勢あるいは国際情勢の面で意見を異にしても、沖縄に米軍基地が存在しているということは関係があるという御答弁だと受け取りますが、議論を進めていく上で、まず沖縄に巨大な米軍基地が存在している、そのことは意見の異にするというだけでは解決のできない面が——解決というよりも、とらえ方の本質そのものに食い違いがあると思ひます。これはまた後ほど結びの中で申し上げたいわけですが、そこで政府は、これまでたびたび、沖縄の復帰というものは核抜き本土並みで七二年中に実現をするんだということを強調してまいりました。とらえ方、受け取り方いろいろ違う面、納得のいかない点もあるわけですが、一応政府のおっしゃっていることを前提として考えました場合に、当然沖縄の現在米軍が使用している基地、施設、区域というものは、その一部あるいは地域的に返還をすべきであるという前提で、核抜き本土並みです。その施設、区域の提供について、どういふようなお話し合いなり交渉が進行しているのか、その点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 返還になりますれば、安保条約は何らの変更なしに関連取りきめを含めて沖縄に適用になるわけでありまして、いま基地といわれておりますけれども、現在はアメリカの施政権が働いておられますから、沖縄に現在ある米軍部隊というものは、たとえてみれば本土にある米軍と同じようなものであるといふことが言えると思ひますが、安保条約が適用されれば、日本の安全と日本を含む極東の安全に寄与するというのが日米安保条約であり、その性格、使命、両国で合意され成規な手続で締結された条約の規定するところによつてすべてが律せられなければならないから、日本政府としては、その目的のために、施設、区域を両国政府が合意した上で提供するということになるわけでありまして、したがって、現在の通称基地といわれておる米軍が使つておる地域や施設は、自由な米軍の使用にゆだねられておるわけですが、安保条約が適用になりますれば、米軍が使ひ得るところの施設、区域は、日本

の合意したもので、そしてその合意というものは、安保条約の目的に沿つて日本として提供するものでなければなりません。したがつて現在とは法の構成あるいは軍の性格、使ひ得る施設の性格というものが、そういうふうな基本的なところで変わつてくるわけでありまして、したがつて、この施設、区域を使用する場合におきまして、米軍としては一定の装備、編成、行動については制約を受ける義務を負つておるわけでありまして、その制約下でしか使えない、つまり非常に大きな制約を受けておるわけでありまして、こういうわけでありまして、政府が現にアメリカと話をしておるところは、それを基本にして、安保条約の目的に沿うように使われるような施設、区域、そういうものを提供するつもりで話をしておるわけでございます。つまり基本的にはいま申しました現状とは違つておるわけでありまして、その立場に立つて提供すべき施設、区域はどうかというところが適当であるかという角度で話し合いをして、さらに進んで沖縄県民のために特に有効に活用したいというものはその中からはずしたい、この基本的な方針をもとにしていただきます。話し合いについては、非常にお尋ねしますが、その内容等については、非常に御関心の深いところでございまして、事柄がきわめて重要なことであり、政府といたしましては念には念を入れて交渉しなければならぬ問題でございます。どこどこが提供されようとかいふことについて、まだ具体的なお話しをする段階に至つておりません。

○上原委員 まだ具体的に明らかにできないというところですが、話し合いは進めているが具体的に明らかにできないというところで、それとも基地の返還なり施設提供の範囲をどうするかということ、これは具体的に話し合いが進められていないということですか。

○愛知国務大臣 事柄の性質上、この話し合いというものは方法論としてもなかなかむずかしいものがあることは、私は御想像いただけたらと思うので、

それから、これは私も、もちろん日米折衝の当事者であり責任者でございますけれども、防衛関係という事になりますれば、専門的な立場に立つて専門的な意見の交換ができる立場にございせん。これはちょうど資産の引き継ぎ問題について、大蔵省、財務省の間の検討に専門的にゆだねなければならぬと同じように、相当煮詰めた話し合いというものは防衛担当者間で相当に話し合ってもらわなければならないという性質のものでございまして、詳しく申し上げれば、本件について日米交渉の最終の責任担当者であるところの駐日大使と私との間のテーブルの上に——この基本原則はもちろん話し合っておりまされども、それ以下の具体的にアプライされるべき原則や地域、こういうところまではまだ私どものテーブルに出てきておりませんものを、この最高の国会の大切な場所が私を想像をまじえて当てずっぽうに申し上げることは、私の責任上できないのでございまして、その点はどうか事情を御察賜りたいと思ひます。

○上原委員 大臣のこれまでの答弁は、非常に慎重を期しておられる、また国の外交責任者として慎重な態度をとらざるを得ないという立場は、理解しないわけでもありません。それと非常に困難な問題で複雑な要素があるということも理解をいたしますが、本土並みという大前提、大ワケがついておるわけなんです。先ほど安保条約の目的に沿つてということですが、安保条約の目的に沿つてという前提で沖繩の基地、沖繩が返還をされる、そのことは本土並みになるというお考えですか。

○愛知国務大臣 本土並みになるのでございす。ただ、この点は、こういうことを政府から言質としておとりになりた点だと思ひますけれども、政府が非常に重点を置いておりますのは、本土並みということは、安保条約、関連取りきめがそのまますばりとかかることによつて、提供することのあるべき施設、区域というものが、完全にこの安保条約下にあるということがまず何よりも

基本的に大切なことであるということに非常な重点を置いておることは御了承いただきたいと思ひます。つまり、このことによつて核が抜かれるわけでございます。それから、このことによつてB52その他のいわゆる自由発進、戦闘作戦行動が自由に活動することができなくなる、こういうことが完全に実現されるのでありまして、この点が、政府としてこの交渉に当たりまして一昨年の十一月に至りましても非常な努力をしたところであり、私は成果があつたと思ひます。本土並みということばを、一九六〇年以降いままでも本土に安保条約が適用されておりますが、たとえばAならAという県がこの十年間に、当時十カ所あつた基地が現在は一カ所になつておる、その一カ所同じになることが本土並みである、こういうふうにお考えでございまして、その間には私はヒッチがあると思ひます。この本土の中にも多くの都道府県があるわけでございますけれども、おのずからその都道府県の間には、もしそういうものさしでおはかりになれば画一的にはなつていないわけでございますから、そういう点もお考え合わせをいただきたいと思います。

それからもう一つ大切なことは、本土並みになりますれば、その返還の日に提供された施設、区域につきましても、常時合同委員会を通じまして、その施設、区域のあり方等については日米間で協議ができることとなります。これは一九六〇年に、日本の本土におきましても、幾つございまして、日本本土におきましても、たとえ千の基地があつたとしてこれがいま百程度になつておる。この合同委員会が所掌することになりますれば、情勢の変化もありましよう、たとえば私は国際的な緊張が緩和されることをひたすら望んでおるわけでございますが、そういう世界情勢の変転も期待しながら、この本土並みということになりますれば、提供したときよりも、また将来においてはその角度からどんどん縮小も整理もされていきましよう。その基本が非常に大事なことである、私どもはかように考えていることを御了

承願したいと思ひます。

○上原委員 本土並みという中身がだんだんわかつたような、明らかにされたような気もいたしますが、そうしますと本土並みということは、基地の密度、いわゆる基地の形態といひますが、そのことを意味するのでなくして、安保条約、地位協定その他の関連取りきめというものを沖繩にかぶせる、そのことが本土並みだというふうな受け取つていいわけですか。

○愛知国務大臣 それは率直に申し上げます、非常に狭く御解釈になるとそうなるのでありますが、先ほど来る詳しく申し上げておりますように、通常、基地といわれておるところは、いま完全な自由使用でございまして、これが安保条約に基づいて日本政府として提供する施設、区域になるものでございまして、現状のような野放しじやなくて、これが整理、縮小されることはものの考え方としては当然なことなであります。ですから、本土並みということとを私申し上げますことは、実際の適用の上においても現状より狭くなるということとは自然の帰結だと思ひます。ですから、いまのお尋ねにイエスカノーかと割り切つてお答えすれば、縮小するのであります、とお答えをするのが正しいのであります。

○上原委員 なぜ私がこの点を強調するかといひますと、狭くとらえたと私が申し上げた点になるということですが、少なくとも核抜き本土並みということは、共同声明が発表された段階において、あるいはその後国会論議を通して、いろいろなマスコミを通していわれておることは、基地の形態が本土並みになるのだ、そうして核抜きで七二年に沖繩は返還されますというところが、私は政治的に大きく言われておると思ひます。私はまた沖繩の百万県民も、本土に在る多くの国民も、沖繩が本土並み、せめて本土並みの基地の状態で返されるならいいんじゃないかということを受け取つておると思ひます。そのことがこれまで非常にほかされてきた、非常に重要な問題だと思ひます。

そこで、先ほど、現在進めている返還交渉の中で、基地の縮小なり、施設、区域の提供ということとの交渉をどのように進めておられるかという私の質問に対しては、まだ具体的に言える段階ではないということでしたが、少なくともいま沖繩の米軍基地というものを考えた場合に、大臣も何度か行かれて、軍事基地あるいは施設そのものが住民生活と密着につながつておる面、ある面においてはオーバーラップしてある面もあると思ひますが、その実態というものは御案内だと思ひます。たとえば那覇市の例をとつてみましょう。いま那覇空軍基地の返還について交渉されておるか、あるいは那覇商業高校地域、ガソリンタンクの返還の問題、那覇市内からも琉球政府からも具体的に提起をされておると思ひます。この那覇市内に散在している軍用地の返還なり交渉の中で、少なくともこの地域は、というようなことさえも出されておるのかどうか、その点についてまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これはたいへん情けないことを言われるような気がするのです、卒直に申し上げます。私は、先ほどから申上げておることは、全くこれは疑いのない事実であり、それから提供する施設、区域というものはこういう観念であります、その上に立つて交渉しております、なおそのほか、沖繩の県民の方々のお立場からすれば何となくこれは民生用に役立てたいというものは、施設、区域の提供すべきものからはずしたい、こういう立場に立つて交渉しておるのでございまして、それから先般、二、三日前の沖繩特別委員会でも、まあちょっと口がすべつたやうなかつたこうで申し上げましたけれども、那覇空港の問題などちよつと一言触れましたが、私は、いま上原委員がお述べになりましたやうなお気持ちは、全く私も同じやうな気持ちでいま折衝に当たつております。何しろまだ協定の署名の時期もいろいろに伝

えられておりますけれども、私はいつも公式に申しておきますように、夏ごろまでに申し立てるわけ、それを目標にいたしまして一生懸命諸般の話し合いを煮詰めております。まず何といても、いま二月までございまして、もう少し時間をお待ちくださいれば、だんだんにそういう点も明らかになっていくことが私はできると思ひます。ただいま、まるで何か、何にもおれたちの気持ちも無視して、何もせぬで手をこまねているかというふうなお尋ねでございましたが、これはまことに情けない、われわれとしては、もう泣いても泣き切れないような気持ちでございまして、いましばらく、これは御信頼をいただきたいと思います。

○上原委員 何も情けない質問を申し上げているつもりじゃないんですよ。それは、大臣のそういった心持なりお気持ちは私も理解をしているという前提で尋ねているのでありまして、そういう情緒的なことを言われると、こっちは困る。私がなぜこのことを言いますかという、本土並みだ、いわゆる基地の態様そのものが本土並みになるということは、どうしてもいまの段階でわれわれとしては理解できない。たとえば那覇市の総面積を申し上げよう。いかに基地の密度が沖縄が高いかということ。三十三・九四平方キロメートル、一千二百六十七万坪なんです。その三十三・九四平方キロメートルの中にどれだけの軍用地があるかといひますと、十・七五平方キロメートル、総面積の三・一六%も現在軍用地に占められていて、那覇市でも、さらに中部地域においては、市町村の七五から八〇%も軍用地に接収されているわけなんです。こういう密度の高い軍事基地というものがどう縮小され、返還時点はどう本土並みになるのか、そのことを県民は知っていたらいいわけなんです。もう、七二年といひましても一年そこいら。はたして七二年の返還の時期において、核の問題はまたいつかやりますが、基地の形態なり、あるいは態様やその密度そのものが本土並みになるか、それを具体的に明

らかにしていただきたいというのが、私は沖縄の県民の率直な立場だと思ひます。むずかしい条件があるというところはいろいろわかりますが、あまりにも本土並みであるということが、あたかもバラ色のように描かれた、しかし実態はそうではないというところは否定できないわけですから、その点を私はお尋ねしているわけなんです。

具体的に申し上げましょう。この三十三・九四平方キロメートルのうちの十・七五平方キロメートルの軍用地というものは、那覇市のいわゆる住民地域にある与儀のガソリンタンク、これが〇・二二平方キロメートル、六万七千坪、それから県有地として一万一千六百坪、さらに那覇軍港の面積も八・一四平方キロメートル、二百四十六万二千坪、その他県有地として一・八三平方キロメートルあります。さらに上ノ屋の住宅地域一・九六平方キロメートル、こういうものは市民生活、県民生活と密接につながっている。そのことが七二年までにほんとうに県民の手に返されて本土並みになるというように受け取っていいですかという、また、政府としては本土並みと言った手前、どうしてもその段階まで持っていかなければいけない、責任とまでは申し上げなくても、そうおやりになるという立場でやっていると思ひますが、その実現の可能性はどうですか、ということなんです。

○愛知国務大臣 先ほど来申し上げていることに尽きるわけですが、もう当然のこととして私も——那覇市のいまい具体的な面積の提示もされませんが、個々の施設その他については、もう十分に私どもとしても実態の把握をいたしております。そして先ほど来申し上げておりますような基本的な考え方、具体的な折衝に入っております。したがっていまして、いま断定的に何も変わらぬのだなというふうにおっしゃるのには、そうではなくて変わるんですけれども、どういうふうに変りますかということ、地図の上あるいは具体的な建造物等について、あるいは施設等について、まだ申し上げるところまで話が煮詰まっております。私

さつき率直に申し上げましたように、実はもういろいろの問題がございまして、それぞれの専門のタスクボードが双方から一生懸命真剣な討議をやろう、そういう点について協議をしております。そして私が最終的な取りまとめと談判をやるわけでございますが、まだそこまで出てきておりませんというのを率直に申し上げておきたいわけですが、これは先ほど来申し上げておりますように、非常に急ぎますが、同時に日本側の主張というものも十分貫徹をしたいというところで、現在ほんとうの血みどろの努力をしているわけでございまして、いましばらくこういう形になりますというのを申し上げる時期が先になるというのを御了承いただきたいと思います。

○上原委員 具体的な内容を、いまはつきりこうなりまして、これを言っていたらいいという、ことまで問うておりません。そうしますと、私が那覇市の例をとって、いま一例を申し上げました、中部の場合ですと、もっと密度が高くなる。そういう県民が返還をしてもいいという基地——自衛隊がそれを使うとか、そういうことは、また別の角度からとらえますが、少なくとも県民の日常生活なり、沖縄の地域産業開発に必要だと県民がいま要求している土地の返還について、基地の返還については、現段階で具体的にこうだということとは出ないにしても、その意を受けて交渉をなさる、そして返還の時点まではその要望を満たしていくという立場でいま日米の返還交渉が進められているというふうな受け取ってよろしいですか。

○愛知国務大臣 これは、また基本論に戻るわけでありまして、要するに安保条約の目的に沿うような施設、区域を日本側としては供与する、そしてそのために日米間で合意をしてこれを供与するという、政府として義務を負うわけでございますから、このことを、その義務を負いますまでの過程におきまして、十分に先ほど来申し上げておりますような気持ちで折衝に当たりたいと思ひます。そういうことで民有地の場合ならば、でき

るだけ民有地の地主さんの方々の御理解、御協力を得たい、こういうふうな考えるのが、私は筋合いだらうと思ひます。

○上原委員 じゃ端的にお伺ひしますが、沖縄返還という場合、沖縄の軍事基地というものを政府がとらえる場合に、安保条約、地位協定というものを第一義、大前提として考えられるのか、それとも沖縄県民の実際の生活、軍事基地があるがゆえに被害を受けている、人権が侵害されている、この県民生活をほんとうに本土並みに解決していくというのを大前提にしておられるのか、どちらを優先にしているのですか。

○愛知国務大臣 それは、いまさら申し上げるまでもないと思ひますけれども、返還とともに完全な主権が日本国に戻ってくるわけでございますから、これはもう完全な本土並みでございます。そして私よく御説明いたしますように、憲法、一切の法令、本土と同じような国家体系の中で組み入れられるわけでございますから、日本の本土政府が同時に外国に対して成規の手續で約束されておりまして、この条約は、全部それに均てられ、これが沖縄に適用されることは当然でありますので、当面一番論議の対象であります安保条約もその一つでございますが、この安保条約につきましては、特に関連取りきめが大きな役割をいたしておりますから、関連取りきめも含めて何らの変更なしに適用されるということになって、これによって、この面にのびるという、本土並みになることが完全に保障される、こういうわけになります。ですから、どちらが先かどっちがあとかというお尋ねですが、どっちが先かといへば、完全に日本の主権が行なわれる、そして完全に日本の法令によって、憲法のもとにおいて人権が保障される、これが完全復帰の最大の使命であり、メリットであらうと考えております。

○上原委員 条約論あるいは法律論からいって、いま大臣がおっしゃるように、一応形式上といひますか、主権の回復になると思うのです。しかし私は、そういった条約論とか法律的、観念的なこ

とではなくて、一般論、現表面からいって、安条約の眼目に沿うように地位協定をかぶせるというだけで本土並みとなるのか、沖繩県民の主権というものが完全に回復するというふうには受け取れないわけですね。先ほど申し上げたように、これだけ基地の密度の高い地域の中で軍事基地とともに生活しているこの問題を解決することが、私は本土並みになるし、沖繩の真の復興だと思ふんですよ。そこを、ぜひ実態からとらえて問題の解決というものをやりなさいといたしたいと思ふのです。だから、政府があまりにも本土並み本土並みと言うことが、いかに県民に疑問を与え、疑惑を与え、そして実態とかけ離れた情勢になっているかということ、このことを十分にとらえた上で基地の問題について、これからいよいよ明らかにすること、早急に明らかにしたいと思ふのです。

時間がありませんので、もっと突っ込んでお聞きをしたいわけですが、あと一点だけ。この基地の形態、態様そのものが本土並みにならないというふうには、私はききょうの御答弁の中から受け取るわけですが、資産の買い取り問題でもう一点だけ確かめておきたいのですが、電力公社あるいは水道公社、あるいは開発金融公社あるいは軍用道路、通信施設等の問題があるといわれておりますが、たとえば水道公社の場合に、買い取りということはお好みにならないというから、譲渡する、その場合には、軍施設内にあるダムまで含めていられるのか。いわゆる水道公社の財産という形でダムも含むのか。それとも現在軍が民の水源地を使っておりますが、那覇市の水源地を多数接収しているが、それは当然那覇市に返さない、あるいはその他の町村も軍が接収している水源地というものは返すということになっておりますが、そういう面の取り計らいはどうなるのか。ダムも含めて水道公社の資産という形で買い取るのか、そこいらどうですか。

○愛知国務大臣 この間うちからお答えしておりますように、ただいまこうしたブリックク्यूーティ

リティーの評価の問題や、中の入り組んだ関係につきまして、双方の専門家にデータを洗い上げて検討してもらっているわけでございます。ただいまお述べになりました、御質問の趣旨とされてお気持ちは、日本政府といたしまして十分取り入れて、そして結論づけるようにいたしたいと思っておりますが、いまだたまたま、本日も大いにそういった問題についての双方の準備段階の打ち合わせも行なわれておるような状況でございますので、これらにつきましても、もう少し時間がたりましたら、その成り行きあるいはその他をお答えいたすことができるかと思ひますが、本日のところさような状況でもございますから、御容赦いただきたいと思ひます。

○上原委員 スナイダー公使も二十二日にお帰りになって、いろいろお話が進んでいるような報道もあるわけですが、いま少し時間ということですが、おおよそのめどとして、こういつた返還協定のの中身、調印の段階あるいは日米が合意に達するといふ見通しの時期は、春から夏にかけてというばく然としたことではなくして、そろそろ大体この時点が調印の段階になる、合意に達する時期だといふことは、外務大臣のまあ感觸でもよろしいし、あるいははつきり聞かしていただければそれにこしたことはないわけですが、そのめどはどの時期なのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 私は、おそくも夏までにはと申しておりますし、たまたまきのうも、お気づきになったかと思ひますが、ニクソン大統領の外交教書の中にも返還が触れられております。そのほうでは、この交渉については大体春といふことがたしかに使われておったと思ひますが、春ごろには何とか決着をつけたい。——春ごろ協定に署名することを目ざして云々と書いてございますので、まだこれは双方の立場がそういうふうに表示されているくらいでございますから、何月ということまで双方ともまだ見当をつけかねております。これはひとえにかかって中身にあり、また両国政府の合意に円満に達し得るかどうかというこ

とにかかっておると思ひますし、同時に先方でも、きのうのニクソン教書に明らかにされておりますように、必要な立法院の支持を得ることにしたいと言っておるとおりに、こちらでも、ですから前々から申し上げておりますように、まだ協定の案文もできておりません段階でも、私どもとしては誠意を尽くしてお答えをするし、また謙虚に国会を通じて御意見を拝聴するということが、また双方ともに、たいへんこういう重大な問題につきましては実りのある結果に役立つことである、かように私は考えております。

○上原委員 時間が参りましたので……。春とか秋とか、外交用語は非常に理解しにくいわけですが、私がなぜその点を申し上げるかというと、おと、七二年の四月から七月に返るといふことは、おそらく合意だと思ひたいと思ひます。しかし、いろいろ準備を進めていくにおいては、逆算してこういふなるんだという政府の方針というものが出てこないか、いましばらく時間をかけていただきたいとか、明らかにできないかといふことでは、どたんばに行つて、先ほど申し上げたようないろいろな問題が、努力をしましたがなかなか相手のあることなでできませんというものは私は実現できないと思ひます。そういう面でも、たいへんむずかしい外交交渉の問題であるといふことは一応理解しながら、ぜひ早急に返還協定の中心なり資産買い取り、先ほど申し上げた施設、区域の提供の問題、安保と地位協定をかぶせるというだけでは、それが拡大解釈されるとどうにもなるわけですよ。そういうことでなくして、ほんとうに沖繩県民の立場ということ、平和ということ、そしてほんとうに人権の回復といふことを第一義的にとらえて御努力を願ひたいと思ふのです。だから私が最初に中国問題を聞いたことも、沖繩が今日の状態にあるといふことは、やはり日中国交回復が二十年余りなされてない、日本の外交姿勢そのものが絶えず米国の協力関係だけを結んでいる、そのことに根本的な問題が

あるんじゃないか。私はアメリカを敵にしないといふ言ひません。アメリカと仲よくするにとともに、日本の外交政策そのものは近隣諸国、社会主義、共産主義諸国とも国交を正常に回復する。そのことがやはり沖繩問題の本質的な解決になるんだと思ひます。時代はもうそういう段階にきていると思ひますので、大臣も国の最高の外交政策をあげる立場にある方として、ぜひそういう面で大所高所から沖繩問題というものをとらえて解決していただくように要求いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。もしこれに対する御見解があれば賜りたいと思ひます。

○愛知国務大臣 非常に建設的なかつ大局的な御意見を承ることができました。たいへんありがたうございました。先ほど申し上げたように、私としては、沖繩の返還という問題はほんとうに大きな問題でありますし、一言で言えばほんとうにこれが喜ばれるというふうな形で結果をさせるようにしなければならぬ。そのためには念には念を入れて考えておりますが、同時に先ほどもちよつと御質疑がありました、逆算してどうなるかというお話なんです、これは年内に双方の立法院の手続が完了いたしますれば、私は七二年早期返還の実現ができる、これは年を越すようになつたらいへんだ、こういうふうには考えております。逆算してのそのぎりの線は、十分にまからでやういけそうに思ひます、こう申し上げたいと思ひます。

○上原委員 質問を終わります。

○和田委員 昨日ニクソン大統領が外交教書を発表されました、きょう日本の新聞でもその詳細が載つておるのでございますけれども、これはいろいろ重要な問題がたくさんあります。私ここで何いいたしたいのは、中華人民共和国と中華民国の問題を、二つの政府をまともに取り上げて、アメリカの新しい考え方を明らかにしているわけでございますけれども、この中華人民共和国と中華民国に対するアメリカのこの考え方を、愛

知外務大臣はどのようにお考えになっておられるか。

○愛知国務大臣 私は、ニクソン大統領のこの外交教書の中で、中国に関する部分は、まあアメリカカとしてはこう考えるんだらうなというような感じを率直に申しまして受けたわけでございます。そして、日本としては、もうこの国会が始まって以来もそうでございますが、政府は態度を明らかにしない、ぐずぐずしているといわれておりますが、それが偽らざる現状でございます。こういうふうな中国政策はまた打ち出しておられませんものから、またそれを打ち出すには相当の時間がかかるのはやむを得ない、政府としてはこういう姿勢をとっておりまして、自然、ニクソン大統領の見解はかなり具体的でございますので、これに對して特にコメントするということは差し控えておきたい、かように存じております。

○和田(耕)委員 ニクソン大統領は、つまり中国を国際外交の舞台に呼び込んでくれるということには賛成であるということははっきり申し上げております。と、台湾——中華民国との条約上の義務も守る、こう申し上げております。そして将来の問題として、中華人民共和国と中華民国との今後の問題については予測したいけれども、平和的な解決、平和的な交渉を望みたい、こういうふうなことを柱にしていると思うのですけれども、これは外務大臣あるいは総理大臣が、しばしばこの中国問題について言及されておった方向とよく似た印象を受けるのですけれども、その点についてはどうでございますか。

○愛知国務大臣 その点は確かにそうであると思えます。と申しますのは、日本政府としても、本件のむずかしさの大きな一つは、かねがね明らかにしておるところであります。そして問題の筋合いとしては、両当事者間でこれは平和的に話し合いをして解決してもらいたい問題であって、その結果がどういふふうに出て、その結果について

は、日本としては尊重してまいります。ただ、戦争、武力行使だけはやめてほしい。この考え方は、このニクソン大統領の教書の中にもやや似た見解が出てくるかと思えます。

それからもう一つ、これもいまお示しになりましたが、中華人民共和国と政府間の対話と申しまして、これととにかく話し合いをしていかなければいけない。それから今後のアジア問題、あるいは、ひいては世界問題は、ソ連と中国、そして自分たちアメリカ、それから日本の四つが柱だというふうなことを言っておりますが、日本政府としては、そこまで評価されることが正しいかどうかということは別といたしまして、政府間として、日中間のより正常な関係をつくり上げたために政府間の対話を持ちたいと考えている、あるいは提唱している点は、多少筋が似ているかなと思われる点もございまして、ただ先ほど申しましたように、もう少し少しづばりと言っているところがある点もございまして、そういう点についてまでコメントすることは、この際としては差し控えておきたい、こういう趣旨を先ほど申し上げたつもりでございます。

○和田(耕)委員 ニクソン大統領が申されておる中華人民共和国を国連の舞台に迎え入れたいというかなり積極的な主張があるように思うのですけれども、この主張は間違っているとは思わないでしようね。どうですか。

○愛知国務大臣 「その点に関連して米国は、中華人民共和国が国際社会で建設的役割を果たすのを受入れる用意があることを私は明確にしておきたい」、それから「過去数年間、中華民国の国連加盟国としての権利を奪おうとする努力が続けられてきている。われわれは今後もこれに反対する」というような点に、かなりずばりと意見が表明されておると、私はかように感じます。

○和田(耕)委員 しかし台湾との条約上の義務は今後も守り続けていくということもはっきり言っているわけですから、この点は、政府がかねがね強調している点でございまして、この点につ

いても、日本政府として違った考えだということはないでしょうね。

○愛知国務大臣 まあ日本政府といたしましては、実は総理大臣の施政演説や、あるいは外交演説などに盛り込まれた中国政策以外のことについて、まだどうこうと申し上げる時期は来ないないと思っておりますので、それに関連するようないコメントのしかたは、なかなか私としてはむずかしい。この立場を御了承いただきたいと思います。

○和田(耕)委員 日本にとって大陸中国という存在は、アメリカにとつての大陸中国よりはもっと直接的な、もっと重要な国として重要な問題を持つておると私思っております。したがって、アメリカが現在の状態でこのような問題について態度を明らかにしてくるということよりは、日本の総理あるいは外務大臣として明らかにしたいという気持ちはわからぬではないのですけれども、しかしこの問題について、いま問題を起こしておるアメリカという一番の原動力になっている国が基本的な方針を打ち出した。この段階で、アメリカと密接な友好関係を持つていける日本として、いまだにこの問題についてはっきりとした見解を出されない、何か肝心な点でもやもやしているというところは、国益にとつてどうかと私は思うのですけれども、この問題で、そろそろ日本政府の腹を明らかにして、積極的に、国民に対して、あるいは世界に対して説得をしていくというふうな段階にすでに来ているという感じがするのですけれども、そのような判断について、外務大臣、どのようにお考えになりますか。

○愛知国務大臣 その点はまことにごもっともだと考えておるわけでございまして、私が一月以来あらためて明らかにしておる政府の姿勢というのも、決してあとずさりをしていないわけではなくて、このまことに重要な問題に現在として対処する姿勢と、それから基本的な考え方をはっきりしておきたいということで、ああいふ打ち出し方をいたしましたわけでございまして、たまたまある部分

については、先ほど御指摘がありましたように米大統領の教書も似ているところもございすけれども、同時に、たとえば十一月ということになっております国連の二十六回総会で中国代表権問題がどういふふうな扱われるかということについては、日本はもちろん最大の関心を持つてございしますが、やはり昨年の経過もありましたので、国際的に各国それぞれがいろいろの立場で、いろいろと考え方を検討しているようでございます。急ぐことももちろん急がなければなりませんけれども、十一月ということについては、まだ若干の余裕もございまして、やはり各国の動向それから国連においての取り扱い、また国連加盟国としての立場ということについて、加盟国がそれぞれ二国間その他の関係以外に考える要素があるようでもございまして、過去二十五年間の国連の経過や、これからの国連のあり方ということから考えて、いまそれぞれの国がそれぞれ苦心し、あるいは新しい考え方をいろいろ模索している段階ではなからうかと思っておりますが、そういう状況も十分見抜いて、日本としては最も妥当と思われる態度をとりたい。それには急ぐことは急ぐけれども、まだまだ時間がある、率直に申し上げてこういうふうな私としては考えておる次第でございます。

○和田(耕)委員 中国問題については、時間の要素、時間が解決していく要素が非常に大きいということとは、私もそう思います。思いますけれども、この秋の十一月に迫りました国連総会における各国の、中華人民共和国を国連に加盟させていくというこの動きは、かなり切迫した問題であるわけですね。これは中国問題解決の中の一つでありますけれども、切迫した問題になっておるわけですから、はっきりとした基本的な態度を表明しておるわけでございまして、大臣、このようなニクソン大統領の教書を出すにつきますと、日本の政府との内々の情報交換があったでしようか。

○愛知国務大臣 この教書をつくることにつ

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

て、前もって連絡とか協議とかいうことはござい
ません。しかし、友好国の間でございすから、
正確に公表される直前などに、これはもう友好国
相互間でよくあれすることですが、そういう意味
では十分連絡を受けております。同時に、友好国
との間におきましては、それぞれ政策の基礎にな
るような情勢分析などについては、いわゆるワー
キングレベルの随時協議を最近はかなりひんぱん
にやっております。日米間においてもこれがかな
り活発に行なわれておりますから、相互の意思
疎通ということについてはかなりの成果があるも
のと考えております。しかしそれが、こういう大
統領教書の上にとればどの影響を持っているかど
うなことについては、これは向こうさんのことで
あって、こちらとしては何とも申し上げることは
できないと思ひます。これは、あくまでアメリカと
して自主的につくり上げたものでございす。

○和田(耕)委員 よくわかりますけれども、結局
はこのニクソンさんの新しく出した中国に対する
基本的な態度を、日本政府としても、いろいろこ
れに付加したり、あるいはデリケートな問題につ
いて意見はあるけれども、大筋としては日本政府
はこの方向を認めてもいい気持ちであるというよ
うにはお考えになりますか。

○愛知国務大臣 先ほど来申し上げておりますよ
うに、また御指摘がございましたような点では、
似通っているところがあるかあるというところは言
えると思ひますが、ただ、何べんも申し上げますに、
かなりずばり言っておりますので、たとえば、
現実的の見通しを持たなければならぬ、「北京が
敵対姿勢を保ち続ける限り、われわれだけで関係
改善をする余地はあまりない」というようなこと
も言っておりますので、こういうような
点について、日本政府がこれを是認するとか否認
するとかいうことを申し上げるのは、これからの
日本の立場といたしましていかかと思ひます
ので、こういうところにつきましては、あ
えてコメントせざるほうが妥当かと考える次第で
ございす。

○和田(耕)委員 これは、これ以上は追及はしま
せんけれども、ある新聞によりますと、ニクソン
大統領のこの教書を、二つの中国に対する態度を
明らかにしたという評価をしておるのですけれど
も、ニクソン大統領のこのような声明は、明らか
に二つの中国という、そういう願望を持ってこの
ような態度を宣明しておると判断されるのですけ
れども、日本政府の態度はともかくとして、この
教書はどのようなものだと判断しておられるかど
うか、大臣にお伺いしたい。

○愛知国務大臣 これは客観的に見ましても、必
ずしもそうではないのでございす。そうか。そこ
に触れて一つの態度を明確にすることを非常に賢
明に避けているような感触も、一面におきまして
私実は受けるわけでございす。これは御承知の
ように、中華人民共和国とアメリカは大使級会談
を何回も何回もやっております。これは、それから
そういう関係を一方に持っております。それから
台湾に対しては、国交関係のことを触れていない
のですけれども、「安全維持に対する現在の米国の
約束は五四年の条約に基づいて」これは維持す
る、こう書いてございす。これは、やはり非常に
重大な問題だけに、アメリカの大統領としても言
い直しその他には、率直に言つてなかなか苦心の
あとが見えるような感じがいたします。

○和田(耕)委員 いろいろと言ひ直しはありま
すけれども、やはり中華人民共和国という名前を
はつきりあげまして、この中華人民共和国を国連
の舞台に積極的に迎え入れるという態度、と同時
に、中華民国という名前をあげまして、この民国
との条約は守つていくというこの言明は、これ
は何と考へても二つの中国という、このよう
なイメージ以外には出てこないような感じがするの
ですけれども、大臣、重ねてこの問題について、
二つの現にある国の名前をはつきりあげてこのよ
うな態度を出しておるわけでございすので、二
つの中国へのアメリカの願望のあらわれである、
このような判断ができると思うのですけれども、
これはまだあいまいでしょうか。

○愛知国務大臣 その点は、この文章によります
と、「米國と中華民国の名譽ある平和的關係が、
米國と中華人民共和国の間の正常な關係への動き
の障害とならねばならない」とは私は考えない。台
北と北京の間の相違点の最終的解決を予想するこ
とはできないものの」という以下は先ほど御指摘
のあったとおりと思ひますが、その前段の触れ方
も私は非常に苦心の存するところがわかるような
感じがいたしますが、これはどうでございす。し
うか、必ずしも二つの中国を示唆し、願望したもの
かどうか。ということは、この後段において、相
違点の最終的解決を予想することはできないもの
の、平和的に解決せらるべきだと確信している、
というくだりであつて押えてございす。そう
いうような点から申しましても、必ずしも二つの
中国をずばりと願望したものではないさうにも見
える、そんなふうに感じます。

○和田(耕)委員 これは意地の悪い質問ですけれ
ども、やはりアメリカは、従来どおり中華民国を
主体に考へていて、それを基盤にして、それを条
件にして、中華人民共和国を国連にも招じたいと
いうふうに政府は説んでおられますか、このニク
ソン教書を。

○愛知国務大臣 実は、その問題等につきまし
て、先ほどもちよつと申しましたが、ワーキング
レベルとか、それからそのほかの接触をしよう
ちゅうやっておりますけれども、具体的にこの次
はこうするということまで、まだアメリカ政府
としての態度はきまつていないように見受けま
す。おそらくそういうことがもうはつきりしまつ
て、不動の姿勢ということになつておるならば、
この教書などにももっと具体的に、もっとずばり
と言へたのではないだろうか、やはりアメリカと
しても諸般の状況を十分検討しつゝあるのではな
からうかと想像されます。

○和田(耕)委員 もう一つだけ。つまり、この時
期にニクソン大統領がこのような外交教書を出
す、この中で中華人民共和国を国連の場へ迎え入
れたい、あとの段で、しかし台湾との条約は守り
たいというこの文章上のニュアンスを考えます
と、アメリカの中国に対する政策というものが、
中心点が台湾からむしろ中華人民共和国のほうに
移つてきた、つまり中華人民共和国を国連の場へ
迎え入れる、しかし台湾との義務は守るといふこ
とですから、バット以下の、台湾の地位はバット
以下に扱つておるといふ印象を私受ける、そうい
うふうな意味で、いままでのニュアンスとはたい
へん違つた感じを受けるのですけれども、その問
題等について政府間の情報交換等はなかつたので
すか。

○愛知国務大臣 政府間の情報と申しますより、
やはりアメリカはワルシャワの米中会談というも
のに現在でもなみなみなめ意欲を示しております
が、ただこれは、いままたストップの状態にな
つております。それから外交教書に書いてあり
ますけれども、中国問題の転換が今後十年間でこ
れほど大きなことではないという点では、非常に積
極的な姿勢を見せておることは御指摘のとおりで
ございす。ところが、今度は国際社会の問題の
具体的なことになりまして、中華人民共和国が国
際社会で建設的役割を果たすのを受け入れる用
意があることを明らかにしておきたいということ
で、この具体的なあれになりますと、国連という
ことをメンションしてない。それから建設的な
人民共和國という、建設的なという頭が入つてい
るというふうなことを、私はさらに注意深く分
析してみたいと思ひます。私にはさきに注意深く分
析して、これを要するに、事前に日本政府としては相
談を受けておられませんし、それからいままでのと
ころ、御承知のように、昨年の秋のニクソン・佐
藤会談でも、国際情勢、特に中国問題のようなこ
とについては、お互いに始終勉強し、情報を交換
し合ひましようという合意ができておりますが、
そういう考へ方に基づいて、情報交換等、共同に
研究しておりますけれども、そういう線からも、
アメリカが中国政策に対して、新しいこういう線
で出ようというふうな姿勢はまだ私としては読み取
るところまでいっておりません。やはり非常に慎

重なかまえのように見受けておるわけでござい

○和田(耕)委員 この問題は、現に中華人民共和
国と中華民国というものが、国の大きさはず
いぶん大きく違いますが、その二つがある
というのを前提にしての当然の政策になるわけ
ですから、二つの中国だ、いやそうじゃないとい
うような議論よりも、アメリカ政府がどちらに重
点がかかってきたかという、この判断が重要だ
と思います。いますぐに北京の中華人民共和国を
連に迎え入れるからといって台湾を切ってしまう
とか、いや台湾があるから中華人民共和国の問題
は全然考えないというような議論ではなくて、そ
の二つを当然考えなければならぬ段階になって
おる。しかも今後の問題として、中華人民共和
国というものをアメリカの中国政策の中心の場
に据えていくという、そのような考え方の
ウエートの違いが、このニクソン教書の中に私は見
れると思うのです。そういう変化が実は非常に大事
なことでありまして、ここで私は、あえて二つの中
国論だとか一つだとかいうことを申し上げませ
んけれども、そのようなアメリカの基本政策の
変化が次第に大陸中国のほうに移りつつあるとい
うような、重要な傾向としてこの問題をとらえて
みるという角度で、本質的な問題として検討して
もらいたいと思います。ここに文章のいろいろの
ニ・アンスの問題は、これは重要でなければ
ない、全体の姿勢としてアメリカがいよいよ中華人民共
和国との本格的な話し合いを始める気がある、態
度をとり始めたのではないかと、あえていこうと
お聞きしてみたのですけれども、そういうよう
な面から見ると、いまの御答弁を全体的に理解
しますと、政府はちょっと困惑した状態である
というふうには私は受け取るのですけれども、困
惑してはおりませんか。

○愛知国務大臣 あいはいそう受け取りになる
だらうかと私も思いますが、困惑というふうにお
とりになったとすれば、要するに政府として、中
国政策というもののについては、先ほどから申し上
げたように、今国会の冒頭に陳述いたしました以
上はまだ政策をつくり上げて持っておりません
のですから、政府の中国政策についての答弁はい
つも同じことばかり申し上げて何ら進歩がない
という、そういう意味で政府もこれは困惑をして
おるわけでございしますが、そういう意味を含め
て、困惑とおとりになりませう、私はそうだ
な、こういうふうに感ずるわけでございませ
う。それから同時に、私どもの経験上、アメリカも
大統領教書として年頭といいますが、もう二月で
ございしますが、これを出しますに際しては、やは
り練りに練り上げた文章であると想像すること
は、私は当然だと思えますので、やはりこの文章
について行間にあふれるところ、あるいはよって
来たるところ、あるいは今後予想される等のこと
につきましまして、この教書につきましても十分新
しい目で検討していかねばならぬ、こういう
気持ちでおります。

○和田(耕)委員 最近日本の国会でも、日中議員
連盟のようなものができております。これは事
実、私も他の方の考え方とはかなり違っ
た考え方を持っておりますけれども、次第にこの
中国政策の焦点を中華人民共和国のほうに移して
いくのが日本の国益である、このような判断で、
私も日中議員連盟のほうに入っておりますわけで
ございします。台湾を開放しろとかいうことは私
は適当でないと考えております。おりますけれど
も、中国政策の一つの基本的な姿勢、焦点は、や
はり中国、つまり中華人民共和国の方向に移っ
ていって、それをどのように実現していくかとい
う現実的な課題、現実的な処理は、その角度から
次第に時間をかけて考えていかねばならない、
こういうふうな姿勢を持っておりますわけでござ
いしますけれども、その点について最後に愛知大臣、
そういう姿勢でものを考えることは現在から見て
違っておりと思いませんか、その点どうでしょう。
○愛知国務大臣 私は、世界情勢というのはいま
めて流動的で、どんどん進歩発展してまいりま

から、やはりそれに即応して、幅のある、フレキ
シブルな態度で常にものを前向きに考えていくと
いうことは、姿勢としては非常に必要なことであ
る、かように存じますが、同時に外交政策とい
うようなことは、やはり一国として継続性とい
いますか、コンティニューイティがなければなら
ない、ぐらぐらとひっくり返るようでは、それこそ
大きな意味での国際信義というのに対してとい
うことが思われます。常にコンティニューイティとい
うことを考えながら、しかし情勢の流動性に対
しては十分フレキシブルに対処すべきである、基
本的には私はさように考えております。

○和田(耕)委員 具体的な問題、こういうこと
ですと、アメリカがこういう態度を打ち出してき
たというところになりますと、秋の国連総会で重要
事項指定方式というものは、もうこれは問題にな
らなくなつたのではないかと判断するのでござい
ますが、大臣どうでしょうか。

○愛知国務大臣 まだこれの判断、判定をするに
はちょっと尚早ではないかと考えます。まあ私平
たいことばでこのごろよく申しておりますが、大
切な、重要な問題であるということには間違いが
ない、これは国連加盟国の大衆の認識であり、
コンセンサスではないかと思われまふ。そういう
点も考え合わせまして、政府としてこの秋いかに
る態度をとるかということについては、もう少し
真剣に考えさせたいと思ひます。

○和田(耕)委員 まあずっと前から、日本がぐ
ずずしてとアメリカが日本の頭を飛び越して
つ、アメリカが先に中華人民共和国との交渉を持
つようになるぞという、いろいろなあれがあった
のですけれども、そういうことにはあえてそう神
経をいらだたせることはないと思ひますけれど
も、日本の自主的な外交の立場から見ると、日本
として、こういうふうな世界の状態が変わってき
た、特に日本が一番友好国として防衛的にも頼
みにしてるアメリカの態度に相当大きな変化が
起きているというわけですから、この問題について
急に政府は検討をして、そして日本の自主的な立

それから、その次に言えることは、これは主として誤解か、あるいは正解でない点だと思えますけれども、たとえば、四次防でありますとか、国内の一部にあります憲法その他の改正の動きであるとか、そういうことを誇大にとらえて、それからこうなってきたのではないかというふうな、正解ではないんだけれども、やや具体的な一つの資料をもとにした見解がもっともらしく伝えられる。これについては、もう私も一生懸命に、たとえば、一番端的にこれに対抗し得るのは徴兵のできないこと、海外派兵のあり得ないこと、非核三原則というようなところは、事実ほんとうに行なわれ、かつ国民の支持を受けていると思えますので、やはり具体的なそういう点で対抗しPRすることが、こういう意見に対しまして説得力があるのではないかと思います。

本の姿というものがわかってくるはずでござい
すし、もともと根のないことであり、もともと別
の意図を持ってやっておることでございますか
ら、まあそんなに気にしないで自信をもって対処
していけばいいのである。

私は、こういう種類の問題を分類することは非
常にむずかしいと思いますけれども、いままで見
聞しております私の見解をしいて分類して申し上
げますと、おおよそ以上のとおりと思います。

○和田耕委員　あまり長い時間をおとりしまし
てもどうかと思いますので端的にお伺いしますけれ
ども、いま大臣は三つの分類をされたわけでござ
います。日本の軍国主義の問題について、戦前の日
本という一つのイメージが残っておるという問題
を第一にあげましたけれども、これと関連をし
て、いま靖国神社国家護持法案というのが、ある
強力な一部の団体の推進だと思えますけれども出
ておりますが、この靖国神社国家護持法案という
この名前は、戦前の日本の軍国主義のイメージと
二重写しになるような、そのような国際的な影響
はお考えになりませんか。

○愛知国務大臣　この法律案の問題は、これは御
承知のように、実は政党として取り上げている問
題でもございますから、私もその立場に立って、
結論的に申せばこれを支持する立場にございま
すけれども、その趣旨とするところは、よく説明す
れば、対外的にこれが過去のイメージに直接つな
がって、そして軍国主義を復活するというような
ことにならないことは、私は十分説明できると思
っております。先ほども第二にあげましたよう
に、現実にはいまの日本の立場というものは、ほん
とくに戦争などということを考えていないわけ
で、憲法上も放棄しておりますし、そして、徴兵
もなければ海外派兵も考えられない、非核三原則
もある、安保体制によって日本に降りかかる火の
粉を未然に防止しようとしている立場でございま
すから、この姿の上に、一身を祖国の急にささげ
た方に対して、国家的に敬弔のまことをささげる
ということ、これはさい然とを考えを連えているも

これについて言っているわけではありません。いまの軍国主義という、一つの國際的にいろいろな形で広がりがつあるこの問題を、不必要に国内的ないろいろな政治のとらえ方によって刺激することをおそれているわけなんです。いま大臣がおっしゃるように、戦没者に対して、そのたいへんな犠牲をおなぐさめをする、そのために国家があるいは国民がこれを追悼するということは必要だと思ひます。と思ひますけれども、そういうふうな國民的な一つの願ひを、軍国主義のシンボルとしてすでに外国に定着しておると思われるようなことばを、このような行事に使うということについて、外務大臣として、それはぐあひの悪い、なかなか説明しにくいことだ、がしかし、まあというような、そういう感じを——どういう感じを持つておられるかということをお質問しているわけなんですけれども……。

○愛知國務大臣 先ほど分類した中でも、私率直に申し上げましたように、たとえば憲法改正論議とか、そのほかの法令の問題なんかで、またそういうことを結びつけていわれるということ、私は積極的に情勢分析をして提起いたしているくらいでございますから、この靖国神社の問題につきましても、十分趣旨とするところがわかるように、過去のイメージに結びつかないようにするということは、政府といたしましても十分注意してやらなければならぬと思います。たとえば、これがはたして適当な例かどうかわかりませんが、建国記念日の問題にしても、取り上げようによれば、また、過去のイメージに結びつくというようないふこともいわれるかもしれませんが、この点については、先ほどいろいろあげました中にも、外国におきましても、特に取り上げてこういうわけだから――最近二月十一日もあったわけでございますが、特にそういうことについては、私は、海外

○和田(耕)委員 この問題をいま私は、軍國主義的な日本、こういうふうな外国のいろいろな取り方に対して、そういうふうな材料を与えてはいけませんという立場でこの問題を取り上げたわけでございまして、靖国法案、これはやがて何とかという動きもあるようですけれども、この根本の問題は憲法問題ですね、日本の国内問題からすれば、この問題については、憲法二十条の問題、実質的にこれを変えていく問題というふうに私もは受けて取っておるわけでございまして、この問題についてはこれ以上触れません。ただ、軍國主義のイメージをあらためて国際社会に、特にアメリカとか西欧諸国に植えつけるような、このような一つの動きは慎むべきであると私は思う。そういう立場でこの問題についての外務大臣の見解をお聞きしたわけでございます。

もう一つの問題は、特にこれは与党が権力を握っているわけですが、最近、憲法改正の動きが与党の中にあると聞いておりますけれども、これは他の党の動きに対していろいろ文句を言う筋合いではありません。ただ、総理大臣にも中曽根長官にても、特に私はその問題について何回となくただしたことがございましたけれども、そのたびに総理大臣も防衛庁長官も、憲法改正の意思はありません、少なくとも私の目の黒いうちにはやりません、こういうことを言われまして、私は、それを真実の気持ちから言っているというふうに何回かの答弁を通じて判断をしておたのですけれども、この問題が日本の平和国家としての国際的なイメージを確立していくために一番大事なことでない、あるいは外務大臣も、徴兵はしない、あるいは核兵器は持たないということをおっしゃいましたけれども

も、やはり基本は日本の平和憲法なんですね。だから、平和憲法に対して、総理大臣も、政府の責任のある他の大臣も、憲法改正はしないということをはっきりと表明されてきて、これは本会議の席上でも総理大臣は何回かおっしゃったと思うのですけれども、この内閣委員会でも何回かそのことをおっしゃいました。私はかなりしつこくその問題の確認を求めたのですけれども、かなりはっきりとそれを言明されておる。こういう状態のものであるのに、まあその憲法改正の動きの内容はよく存じておりませんけれども、憲法改正という問題と与党の中から、こういうふうな形のもの提起をしてくるというその国際感覚を私は疑うわけなんです。それは軍国主義の問題は、事実私はいわれない誹謗が多いと思います。特に中国とかソ連のほうは、いまでも二百五十万もの陸上兵力を持っています。あるいは二万八千機の空軍を持っています。核兵器を持っています。また、数千万の民兵といわれるものを持っています。そういうふうな国みずからが日本を軍国主義なんて言うことは、これはとんでもない話だと私は考えておる。しかし、そういうふうな状態でも、将来の問題として、日本のこの経済大国という事実を裏づけられて、しかも憲法を改正をする、あるいは靖国法案を出してくるというふうな、こういうかまえておいて、政府は一体どういうことを考えておるのか。つまり、平和なしには生きられないというものが日本の現在の状態である。これは総理大臣も愛知大臣も身にしみて感じていられると思います。平和を欲する日本の国民のしあわせは、世界の平和ということなしには得られない。こういうような観点に立てば、憲法改正などという動きは、たとえそれは憲法のいろいろな条項については非常に欠陥もありましよう、ありましようけれども、こういう問題の政治的な意味というものを考えれば、平和なしには生きられない日本のこの状態を考えると、それを基盤にして大臣は外交を展開しているという状態から考えれば、そういうふうな問題を軽々に出すべき問題ではないと私は思うの

ですけれども、大臣、どうでしょう。

○愛知国務大臣 これは問題を二つに分けてお答えをいたしたいと思いますが、第一段は、われわれ憲法改正ということに全然考えておりません。のみならず、御承知のように私は、この平和憲法というものをむしろたいへん日本の平和外交の大看板としてやっております。たまたまから申しましても、憲法改正ということは考えておりません。それからもう一つは、私もかつて憲法の問題については、実はずいぶん打ち込んで勉強したつもりでございますが、これは憲法改正ということばかりでございまして、即九条の問題であり、再軍備の問題であり、こういうふうにとらえられるのが通例であり、とらえられ方でございまして、そうでない、たとえば憲法制定の手続等より着目いたしますれば、ほんとうに民主主義国における憲法というものは、ほんとうに何らの制約もない伸び伸びとした状態において、伸び伸びとした国民の手によってつくらるべきものが、ほんとうの民主主義の規範である憲法であるべきである。そういう立場にたちますと、できたときの経緯などからいうと欲が出ると私は思います。率直に申しまして、ですから、その内容がよりよきものであり、そして内容がよりよきものというものは、より平和的なものであり、そしてつくられ方が真に民主的で、だれもが愛唱し得るような、たとえば文章にいたしましても、もっと日本語というものは私はいったいものだと思うのですけれども、そういうふうな意味合いで、よりよきものが、将来われわれの時代におきましてでも、またすなおに考えられる時期が来れば、私はそれを期待したいと思っております。われわれの現在の世代におきましては、全然考えておりません。その第二段のような意味合いにおきまして、政党が勉強するということならば、これは許さるべきことではないだろうか、私の私見はそうでございます。

○和田委員 これは与党の特定の個人ではなくて、与党の正式の機関が——政府の与党ですけれども、正式の機関がそういう決定をしたという

ことは、これは重大ですね。政府はそういう試みはとれないということと言われますけれども、しかし政府としては——総理大臣に聞くことですけれども、与党の一部の動きを苦々しく思っております。ということが言い切れますが、現在の段階で。

○愛知国務大臣 私はその取り上げ方、あるいは研究のしかたによると思いますので、ただいま現在どういふふうなこの問題に対するアプローチのしかたをしようと思っておるか、党内でどういふふうにやろうと思っておるかというのを、もう少し確かめてみないうちは、私もコメントができません。ですから、私も、先ほど申しましたように、前から憲法問題には興味を持っており、そして党内におきまして熱心に勉強したこともございます。そのときのムードからいえば、先ほどいいましたように、再軍備憲法というふうなことは考えていないはずであると、私はかように存じております。

○和田委員 いま一時の問題を取り上げまして、つまり外国で軍国主義の問題についていろいろな宣伝が行なわれる。しかしそういう実情は、少なくとも現在においては、外国でいわれるようになおそれは少ない。現在はない。将来としてもかなり少ないようにしていかねばならない。その一番の中心の問題は、やはり現在の平和憲法というものの基本的な点を、まぎれもない形で国の行政の責任者は明らかにしていくということに根本がなければなりません。その憲法の問題を事実上違つたものにするような試みに対しては、政府としては非常に気を配った対策が必要だと思っております。そういうふうな意味で、靖国法案の問題もそうです。与党における憲法改正の動きもそうです。そういうふうなものが憲法の実質上の改悪に連ならないような、ひとつ真剣な御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 外務大臣に地位協定の改定、変更のことについてちよっとお聞きしたいのですが、昨

年の十二月二十四日の衆議院外務委員会で、外務大臣は、「地位協定の将来考えられなければならぬ改善案については、いろいろな検討はいたしております。」という答弁をされております。もちろん沖繩返還問題との関係での地位協定の改定ということではないと言われているわけですが、私もそういうものとして、沖繩返還協定との関係でお聞きしているわけではございません。地位協定の検討はいたしておりますと言われているわけですが、この点はどういふ点についての検討をされておるか。

○愛知国務大臣 ただいま御指摘のとおりでございます。地位協定というもののつきましましては、研究していることは事実でございますけれども、ただ沖繩問題が全部決着がついてから、少し長い目で見ての、末長くと申しましようか、少し長い先の問題としてよりよきものにすると思えば、そういう個所があるかどうかという意味で検討しているのでもございます。ところが、率直に申し上げますけれども、先ほど来沖繩問題についていろいろ御質疑がございましたが、とてもいまのところ将来の地位協定の勉強をするほどの騒ぎでなく、なつてしましまして、いまのところは沖繩その他当面の問題に全く没頭いたしておりますものから、地位協定の問題というものはその後しばらくしたなげの状態になつておる、率直に申しましてそういう状態でございます。

○東中委員 前に言われておりましたのを掘り起こすわけじゃございませんけれども、昨年の十二月二十四日の外務委員会では「全体の状況が変わるのに従って、好ましい姿になりつつあるのですから、」こういうふうな外相は言われておりますが、地位協定もそれに応ずるよう改善すべきものだと考えています。と、改善の余地はあるのだ、と言われておるわけなのですが、その全体の状況が変わるの従っていまの地位協定を改善していくということを検討される、そういう作業なり検討を現にしておると言われている。その後中断しているかもしれませんが、全体の状況が変

わると言われているという情勢ですね、どうい
う点について言われているか。

○井川政府委員 たしか御指摘の点は共同使用の
問題に関連があらうと思ひます。共同使用の問題
がだんだん変わつてくると地位協定云々という
ところで、外務大臣から実は私も検討を命ぜられ
たわけでございますけれども、先ほど外務大臣が
おっしゃつていただきましたように、私たち
いたしまして、もうとても余裕がございませ
んし、さらにまた外務大臣の御方針でも、いかな
る場合にあらうとも地位協定の改定は現在行なわ
ないという御方針でございますので、検討は命ぜら
れておりますけれども、もろもろのそういうふ
うな事情で検討が進んでおらないというのが実情
でございます。

○東中委員 昨年の十二月二十一日の安保協議委
員会で基地縮小の問題が相当大きく出されまし
て——基地縮小の方向が出たからといって、それ
がいわゆる地位協定の改善の方向に向かつていく
必然性はないと思うのですが、むしろそれは地位
協定の二条三項からいって「合衆国軍隊が使用す
る施設及び区域は、この協定の目的のため必要で
なくなつたときは、いつでも、日本国に返還しな
ければならない。合衆国は、施設及び区域の必要
性を前記の返還を目的としてたえず検討すること
に同意する。」という規定があるわけでございま
すから、これの適用でそれでいいわけですが、い
ま御答弁にありましたように、共同使用という方
向で検討するということになれば、単に基地縮小
という問題ではなくて積極的な問題がそこにある
ということになるわけですが、全体の状況が変わ
るといわれておる内容とあわせて、どういふ点で
検討を命ぜられて改善の余地があるかとされてお
るのか、その点をお聞きしたいわけですが。

○井川政府委員 先ほど申し上げましたように、
その問題の発端は、共同使用に関連していたと私
は了解いたしております。そして、それにつきま
して御答弁があったものと記憶いたしております。
しかし、先ほど来申し上げました事情によりまし

て、私もその共同使用の形態がどうなるか、し
からばこれが第二条との関係においてどうなるか
というふうな検討は、ほんとうに時間的余裕から
いたしまして、とてもできないので、全く現在
のところはいたしてありません。

○東中委員 久住忠男氏を座長とする安全保障問
題研究会というものが「米軍基地問題の展望」とい
う報告書を出されておることは御承知のとおりで
ありますが、ここで「常駐留の廃止は、有事に
おける米軍の機動性と基地の再使用を基礎とする
協力戦略への意向を予期させる。」こういうこと
をいっております。こういう見解に対して外務大
臣、どうお考えになっておりますか。

○愛知閣務大臣 いまおあげになりました一つの
勧告というレポートは、いわゆる有事駐留とい
いますか有事進入といひますか、とにかく常時は
いないで、そして事あるときに入つてくるという
思想が相当そこへ反映しているように思われまし
ます。私率直に申しますと、そうなりますと、現在の安
保のワタ組みの考え方と終局的にはだいぶ変わる
ことになるので、そこにはメンションされていな
いのですけれども、安保条約自体の改定になる考
え方じゃないかと思ひますので、私はそのレポー
トに対しては、そういう意味で疑問を持っております。
そのまゝの姿で政府でやるつもりはございま
せん。同時に、そのようなお考え方でいけば、し
なげればならないというふうな御趣旨がその
レポートの中に出ておるはずでございます。そう
いう意味も含めまして、私といひますか、政府と
して、いまこれを積極的に取り上げるという意思
はございません。

それから、先ほど来条約局長が御答弁している
とおりでございます。この地位協定改正云々と
いう話が一時——やはり現在提供している施設、
区域の、常識的に申しますと米軍専用というもの
が仮定においてなくなつて、共同使用が多くなる
ことが考えられる。そのとき日本の国益に立つて
改正ということを考える必要があるならば、改正

案を考えておこうではないかという私の発想だつ
たわけでございませうけれども、先ほど来申し上げてお
りますように、その作業はただいま中断の状況で
ございます。

○東中委員 いま言われました安全保障問題研究
会のレポートの中に「『有事協力』戦略を実効あ
らしめるため、一連の法的措置を講ずる必要があ
る。現行の地位協定も同じ目的に即応するよう再
検討すべきである。」、こういうふうな書かれて
おるわけですが、この安全保障問題研究会の考
え方と、たとえば外相が、いわゆる基地の共同使用
について「現在の地位協定のもとにおいてなし得
る限りのことを具体的に進めることがまず第一必
要」だといふふうに言われておりますし、中曾根
防衛庁長官がこういう答弁をせられておることが
あります。「安保条約を前提としてその弾力的運
用という考え方に立ちますから、これはアメリカ
が持つておる権限というものは、日本側としては
ある程度尊重しなければならぬ。」といふこと
を前提にして、「一朝有事の際や、その他必要が
出てきた場合には、またもとに復して帰つてこれ
といふことをしておくことは、日本の安全保障
上からも必要なことであつて、このことをちゅう
ちよする必要もなし、拒否する必要もない。」、
いつでもアメリカが撤退をした後もとへ帰つてく
るといふこと、それをちゅうちよする必要もない
し拒否する必要もない、こう言われておるわけ
です。「しかし、この点は明確にしておかなければ
ならぬと思ひます。」と言つて、とにかく改定の
方向へ向いておるけれどもいまはそこまではやら
ないのだ。だから改定の方向へ行こうとしてい
る点を、どういふ点を考えて、あるいはどういふ背
景でその点を出されておるのか、そういう点外務
大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○愛知閣務大臣 これは、先ほど来ありのまゝに
お答えいたしておるわけでございまして、ちよう
どいま御指摘になりました問答がありましたこと
は、先ほど私が申しましたように、ちようどもう
明けて一昨々年以来ですが、ずいぶん米軍の施設

区域が、急速に撤去ムードがレールに乗つてきた
わけですが、それがいま進行中でございますけれ
ども、その過程におきまして共同使用、あるいはい
まのところは米軍が使用しなくとも、また使用す
るといふことがあるような場合に、米軍の立場か
らいへばそういうことを考えたいという気持ちがあ
つたやうです。それから日本側としては、そ
ういふ場合に地位協定を直すといふとすればどうい
うに直したら日本の国益を守りつつその要望にこ
たえられるか。要するにさつき私が申しましたやう
な、安全保障研究会の提案の中にあるやうな、有
事駐留といふやうな問題ではないのです。このい
まの考え方は、相当長く将来も安保のワタ組みが
ずっと続く、しかし施設、区域をできるだけ日本
に返還したい、あるいは共同使用という形にして
おいて、そのワタ組みの中でアメリカとしてまた
必要があつたときには使わせてもらへるという考
え方に立てば、施設、区域ももう少し返せるもの
があるかもしれないといふ話、あるいはそういう
ムードがあつた最中でございまして、ひとつそれ
じや地位協定の改正をするといふとすればどういふ
改正したらいいかといふ点を研究しよう、そ
ういふ状況になりまして、防衛庁長官も話合つ
たわけでございまして、ただそこに一致した意見と
しては、とにかく沖繩問題が片づくまではこの問
題に手をつけない、こういう取りきめといひます
か話し合いが二人の間でございまして、そういう経
過になりましたものですから、その後沖繩問題等
に時間をとられておるものから、ただいまの
ところは研究が中断しておる、こういう状況で
ございまして、また中断しておることによつて何ら
の現在不便はございません。

○東中委員 アメリカの新しいアジア戦略とい
いますか、ニクソン・ドクトリンは、米軍の緊急時
の作戦展開を保障するやうにした基地体系をつくら
うといふふうにしておるやうに思われるわけであ
ります。けさの新聞にも出ておりました三月三日
から行なわれるというフリーダム・ボールド作戦
ですか、米韓大空輸演習を見ましても、結局緊急

事態が発生した場合に、米本土から戦闘部隊を迅速に展開する能力を内外に誇示するというか、同時にそのための演習をやっている。そういうアメリカの緊急時の作戦展開というものに即応するようないわゆる基地共同使用という形でいわれている問題は、そういう方向での検討を始めたのではないかと、そういうふうに思うのですが、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 ただいまありのままだとお話し申し上げましたように、そういうことは関係ないのでございます。もう少し事務的に申しますと、大戦時あるいはアメリカの大戦略体制が変わるから、それに即応するように地位協定を変えよう、そういうふうな発想で出た地位協定研究の問題ではございません。これは性質として、そういうことに関連を持たせてお考えになるということも私はわからぬではないのですけれども、あの当時の地位協定改正問題というのは、少なくともそういう発想から出たものではない、経過がそうでございます。

○東中委員 そうしますと、これはどうも理解ができないのですが、基地縮小ということであれば、先ほど申し上げた地位協定の規定で別に再検討あるいは改善の余地があるというふうな発想は出てくるわけがないのですけれども、なぜそれが出てきたのか。要するに沖縄の問題が済むまではやらない。済んだあと問題にされておる改善の研究をされる。その方向というのは一体何なのか。共同使用ということをおっしゃるわけですから、それは具体的にどういうことになるのか、どういう点についての検討をやるうとしておられるのか、ちょっとよく理解できないのですが……

○井川政府委員 先ほど来大臣が申し上げておられます、全くそのとおりにも私も理解しておるのでございます。この前問題が出ましたときは、いわゆる共同使用が問題の発端であるということをご申し上げましたけれども、確かにそのとおりでございます。それはアメリカの極東戦略云々というところは全く関係がございませんで、だんだん基

地を縮小していくというかつこうのもとにおきまして、なるたけ早く基地を返してまいりたい、しかし全面的に開放ということができないかもしれない、さらにわれわれ日本側といたしましては、たとえば二四(b)というふうなかつこうになりますれば、管理というものは日本側に移るわけでございます。そういうふうな関係があるというふうな観点で考えておったわけでございます。したがって、いま現在のところは、先ほど来申し上げておりますように、私たちまだほんとうに研究も勉強も何もしておらないわけでございます。現在は全くこの二条のワグ組みをやっているわけでございます。ただ、繰り返しますが、その当時の問題の発端は、何とかしてこの基地を縮小し、また日本側に主体性を移すもつという方法があるであろうかどうかということが、いわゆる私が申し上げました共同使用の意味でございます。

○東中委員 現在の地位協定では、一度返還された基地について米軍が緊急時に再使用しようと思えば、あらためて新規の手続といいますが、協定をしなければなりません。その点はどうか。

○井川政府委員 わが国に完全に返還されまして、そしてそれをアメリカが使用するためには、また基地として、二条で、合同委員会の決定によりまして提供したさなければなりません。

○東中委員 その提供といわれるのは、提供するたのめ合同委員会にかけて協定を結ばなければいけないということでありませう。

○井川政府委員 仰せのとおりでございます。○東中委員 その共同使用という場合は、これは概念が非常にばかちとしておるわけですから、この場合には、現にある自衛隊の基地にアメリカ軍が来ることによって共同使用ということになるわけなんです。そこで構想されることというのは、あらためて基地使用についての協定を結ばなくてもいい、個々の基地使用の協定を結ばなくてもいい、ということになるのではないかと、思うのですが、そういう点は、そういうふうに変えていくということではないのですか。

○井川政府委員 先生まさしく御指摘のとおり、共同使用の概念さえまだわかっておりません。いろいろな方がいろいろなように共同使用ということばを使っておられると思うのであります。したがって、もし沖縄返還後こういう問題を再び勉強いたすことになりましたら、共同使用の概念からまずきめていかなければならないと思っている程度でございます。ただいまの先生の御質問にお答えするような検討はまだ全然進んでおりません。

○東中委員 米韓行政協定を見ますと、一九六六年七月九日締結の分ですが、合衆国軍隊が再使用するという保留権をつけて、返還した施設、区域は、両政府間に合意された施設、区域とみなすという協定の中にあります。結局返還するけれども、しかし保留権をつけておけば、あいつでも協定を結ばないで共同使用ができる、こういうことになっていくわけですが、いまの地位協定二条四項(b)では、弾力的運用をやっても、こういう米韓行政協定で出されているようには進まないということは言えるのじゃないでしょうか。その点どうでしょうか。

○井川政府委員 ちょっといま米韓協定を手元に持っておりますので、申しわけございませんけれども、もしいまの米韓協定の内容が、一ぺん返還したものを、それを韓国軍隊が使用しているものを、何らの協定なしにアメリカがまた来れば使えるというのでは、現在の二条の対象から完全にはずれます。

○東中委員 二条の体系的弾力的運用という範囲のワグを越す分が米韓行政協定の中にある。現在は二条あるいは二条四項(b)の弾力的運用で共同使用についてはやっていると、沖縄問題が出てくる前に、大体の政府側の見解として出されたわけですが、それであと沖縄返還後に検討するということになれば、ワグをはみ出す米韓協定のようない、そういう線に向かつての検討ではないのかというのを私たちは思うわけなんです、その点そういうこともまだはっきりしていない、

こういうことなんですか。

○井川政府委員 米韓協定につきましては、私ただいま申し上げたように、協定文を持っておりませんので、私がこゝ仮定したならばということでご了解願いたいと思ひます。その後の問題につきましては、とてもそこまでほんとうに考えて検討もいたしております。

○東中委員 それではもう質問を終わりますが、いずれにしても、新しい基地体系といいますが、アメリカ側はそういうふうな言っている。そしてジョンソン国務次官は、有効な基地態様というふうなことも言っています。その背景になつておるのは、先ほど来有事協力とかいろいろ言われたけれども、中曽根防衛庁長官は非常時駐留なんだというふうなことも言われましたけれども、実際上のアメリカ側のとっているアジア戦略からいえば、米軍の緊急時における作戦展開の保障ということ、そして同時に自衛隊が基地を管理しているということによって、極東における日米間の有事における協力戦略体制というのか、そういう体制を確立していく、積極的な協力体制をつくっていくという二つの面を持つておるよう思うわけでありませう。

私たちは現行の地位協定そのものに反対でありませけれども、しかしアメリカが、一昨年のフォーカス・レチナ作戦、そしてまたこの三月にやられる作戦演習というふうな点から見ても、基地の共同使用ということがいわれてきておるその軍事的な背景というのは、まさに緊急時の作戦展開に日本が協力する方向として出されているように思うわけでありませう。そういう点で、そういう方向を絶対とすべきではないということをご強く主張したいわけでありませう。その点を申し上げておきたいと思ひます。外相の御見解がありましたらひとつ承りたい。

○愛知国務大臣 先ほど来ごもごもありのままだ経過を申し上げておるわけでございます。さらに率直に申し上げますならば、われわれの気持ちの中には、アメリカの戦略の変化に対応するよう

な意味合いの地位協定の改正というようなことを考えたことは、その当時全然なかったわけでございます。

それから、現状におきましては、地位協定の改正というふうなことの勉強はしばらくたなな上げにいたしております。これが現状でございます。

それから将来沖繩返還などが無事に済みまして将来の研究課題として地位協定をテーブルの上に乗せます場合には、ただいまの東中委員の、御心配をもちましての御意見等につきましては、十分念頭に置きまして研究することにはいたしたいと思っております。

○天野委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時二十二分休憩

午後三時五十分開議

○伊能委員長代理 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

委員長が所用のため、出席がおりますので、委員長長の指示により、私が暫時委員長長の職務を行ないます。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田太郎君。

○山田(本)委員 このすぐあとに大臣はまた交通委員会を控えているということで、非常に時間的にお急ぎのようでございますので、できるだけ質問をしばって、時間を縮めていきたいと思います。

そこで、このたびの下水道部が設置されることにつきましては、私もいたしましては賛意を表わしたいと存じておりますが、そこで数点お伺いしたいことは、この前のやはり内閣委員会なども存じますが、下水道のことについてお伺いした覚えがありますが、この第三次下水道整備五カ年計画をもう一度たんにみえてみますと、このた

びの四十六年度の国庫補助費が六百六十五億三千六百万円、こうなっております。そこで、これを毎年どの程度の伸び率にしたら、総額二兆六千億円、予備費が一億円といたしまして、この五カ年間の国費六千七百四十二億二千五百万円となるわけでございますが、この六千七百四十二億二千五百万円が、どのようにして五カ年間に補助となっていくのかという点についてお伺いしてみたいと思っております。

○根本国務大臣 まず第一に、この下水道の要求が非常に最近強くなりまして、先般も他の委員会でも申し上げましたが、実は経済企画庁を中心としてつくりましたいわゆる新しい経済社会発展計画の総投資額を五十五兆円と見ておりました。その中に二兆三千億円しかなかったのです。それではいかぬということで、経済企画庁長官あるいは大蔵大臣にも話をしまして、特にこれは総理の指示もございまして、あの総投資額を上回る、これは初めてのことでございますが、二兆六千億にしていたのだ。ところが山田さん御指摘のとおり、こんなにワクをとったけれども、いままでの伸び率からすれば非常に不安があるんじゃないか、そのとおりです。従来はせいぜい三〇%そこそこの伸び率が最高でございますが、今回は去年に比べると約四〇%の増です。それで四十六年度以降は大体三五、六%程度ずつ伸び率を持ていきますと計画どおりにいく。しかもこれについては、わざわざ国会において、公害国会といわれるほどの重点の入れ方をせられて、しかもその中で人間生活の一番大事な問題として水が取り上げられておるので、その基準を維持して快適な生活をするためには下水道がどうしても重点になりますから、絶対にこれだけの伸び率は確保できる、こう信じておる次第であります。

○山田(本)委員 いまの大臣の御答弁を、来年度あるいは再来年も引き続いて大幅に予算の伸び率をはかっていく、この御決意である、こう受け取っております。そのとおりでございます。

○山田(本)委員 そこで、私も専門の立場ではありませんが、四十六年から五十年の国庫補助、先ほど申し上げた六千七百四十二億二千五百万円、この内訳を見ますと、公共下水道に四千六百二十九億円、それから流域下水道が千六百二十億円、それから都市下水道、これが二百六十六億円、特定公共下水道に六十一億円、約でございますが、このような内訳になっておりました。先ほど大臣のお答えのように、予備費を一応除いて総事業費ということになりましたと、対前年比が四〇・四%、公共下水道が三一・一%、それから流域下水道が八・八%、都市下水道が二五・〇%、それから特定公共下水道、これが四七・〇%となっております。そこで金額的に見ますと、やはり一番大きいのは公共下水道になっております。この公共下水道においては対前年比が三二%、私の計算が間違っておいたら失礼いたしますが、こういうふうになっておるのでございますが、これが四〇%と対比したときに差があるわけですね、一応大きい金額だけれども、そういう点についてはやや不満な感もするわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○吉兼政府委員 ただいまお尋ねの、四十六年度の事業量、対前年の関係の伸び率は、先生御指摘のとおりでございます。五カ年計画との関係でありますけれども、新しい三次五カ年計画におきましては、環境基準対策ということが非常に大きくクローズアップされておりますので、環境基準対策を達成いたしますためには、やはり流域下水道というものを強力に推進していかなければならぬ、そういう観点から、私も流域下水道の事業量を旧計画に對しまして大幅にふやすというところを計画をいたしておるわけであります。そういうこと等から勘案いたしましたので、大臣からお答えいたしましたように、この五カ年の達成はそう簡単なものだとは決して私は思いませんが、しかし現在置かれております状況等からいまして、この計画達成は実現できるものだというふうに私は

もは考えております。

○山田(本)委員 私のお尋ねしたのは、公共下水道、これが一番金額が多いんだ、これについてのパーセントというものが、四〇%と対比したときにこれだけ低くなっているのか、この点についてはどのようなことになっているのか、どのような意図のもとにこれがされておるのかということをお聞きしたかったわけですね。それは次の質問を持ってくるための一つの前置詞の質問でございますが、時間の関係でそれはもうお答えにならなくてけっこうであります。

そこで、この予備費を除いて二兆五千億円です。このうち先ほど申し上げましたように、国費は六千七百四十二億二千五百万円、そういたしますと、それを差し引きますと一兆八千億あります。この膨大な金額が地方公共団体からの持ち出しになってくる。そうなりますと、大幅に地方財政を圧迫するのではないかと。そこで、もし地方財政を圧迫した結果が、地方においてその金の手当てができないというふうな場合には、この予備費を除いたその総事業費の達成が不可能になるのではないかと、この点をどうお考えになるのか、その点についてはどのような御見解でしょうか。

○根本国務大臣 一応ごもっともな危惧でございます。実はさっきばらんに申し上げまして、下水道を促進するために、地方自治体、あるいはこれを実行するところの地方からすれば、まず第一に補助率を多くしてほしい、それから補助対象を多くしてほしい、そして総事業費も多くなるといふことが当然の要求だと思っております。

ところで、昨年私はこの下水道問題で取り組んだときに、下水道を急速に整備しなければならぬという客観情勢にある都道府県知事、それからおもなる市町村長と会って見ました。ところで、これらの方々の要求をまとめてみますと、この三つを具備してほしいが、しかしいままでは必要なのは事業量をまず多くさせてくれ、そうでな

なるか以下になるかということ、いまの段階では正確にお答えできないことをお許しをいただきたいと思います。

○山田(太)委員 では、これから策定する面も多あるので、いまの段階ではちよつとお答えしかねるというふうな御答弁だと解釈して、この点は大切な問題になってきますから、また別の機会に時を移すことにしまして、問題を次に移していきたいと思ひます。

これは住宅の問題です。先般建設省において、本年の四月一日から実施することでお管住宅の収入基準の改正について発表されておりますが、それと、物価の上昇あるいは勤労者の収入の増加及び公営住宅の入居収入額との間にギャップが出ています。その点についてはわが党においても早くから主張してまいりましたことではございますが、標準四人世帯で、第一種、第二種ともに、現行と改正された後ではどれほど違ふのか。これは大臣でなくともけっこうでございますが、国民の皆さんによく周知されてないという点もありますので、標準四人世帯で現行はこうである、それが四月一日の改正ではこうなるのだという点を少しこまかく答えていただきたいと思うのです。

○多治見政府委員 お話のように、四月一日から施行せるといふことで収入基準を改定いたしました。お尋ねの現行と新しい収入基準の差でございますが、現行の収入基準によりますと第一種が四万円、第二種が二万四千円といふことではございまして、これを今回、四月一日から第一種四万六千円、第二種二万七千円といふふうに変更をいたしましたわけでございます。これを具体的に申し上げますと、これは規定上の問題でございますが、お尋ねの四人家族といふことでこの規定を適用いたしましたして今回の収入基準に当てはめてまいりますと、先ほど申し上げました第一種四万六千円といふのが、勤労者給与所得控除、同居親族の数等によりまして一応四人世帯といふことで標準的に計算いたしますと、八万四千五百八十三円といふことになります。

○山田(太)委員 そこをもつと国民一般にわかりやすく言ってください。ではもう一ぺんぼくが聞きますが、今回の改正によつて第一種は、標準四人世帯の収入は、これは家族に収入があるとなかろうと、あるいは御主人一人の収入であろうと、四人世帯であるならば総収入が月額八万四千五百八十三円、それから第二種は、規定は二万七千円であらうとも、標準四人世帯であるならば総収入の月額は六万八千三百三十三円である、このように解釈していい御答弁だったので、どうか、どうですか。

○多治見政府委員 はい、そのとおりでございます。もう一ぺんそれを言ってください。

○山田(太)委員 はい、そのとおりでなく、もう一ぺん言ってください。○多治見政府委員 そのとおりでございますが、最後の六万八千三百三十三円とおっしゃいましたのは六万八千五百八十三円、その点だけ……○山田(太)委員 第一種からもう一ぺん言ってください。

○多治見政府委員 第一種が四万六千円以下という規定になっておりますが、これが標準四人世帯の給与所得者といまして八万四千五百八十三円、第二種が二万七千円といふことになっておりますが、これが標準四人世帯で六万八千五百八十三円といふことではございまして、

○山田(太)委員 この点が非常に不明確なわけですね。総収入がこれだけならば入れるんだといふふうにはつきりしてございまして、世間の一般国民はこれを勘違いしております。これを一般国民に周知徹底する必要がありますので、この点を特に強調したいためにこの質問を設けたわけですね。

そこで、次にお伺いしたいことは公営住宅の収入基準についてでございますが、昭和三十七年、四十三年、四十五年と徐々に変わってきております。この金額は時間がたちますしおわかりのことでありまして言いませんが、この基準は何を基礎にして算定されたのかという点を一ぺんお聞きしておきたいのです。

○多治見政府委員 公営住宅の入居資格に關します収入基準につきましては、これは御承知のとおり住宅政策の基本でございますので、公営住宅だけではなく、住宅政策全般の施策の中の公営住宅の果たす役割りといふことでこの収入基準をきめる必要があるわけでございます。したがって、公営住宅、公社住宅、公営住宅といふことで、公営住宅が果たします役割り、御承知のように低所得階層に對しまして国が一番手厚い援助をする住宅といふことで考えておりますので(山田(太)委員「その基準の算定基礎を言ってください」と呼ぶ)はい。それで、ただいまお話がございましたように一番最近改定いたしましたのは四十三年でございます。その後改定いたしましたのは四十四年、四十五年の改定を考えたわけでございますが、その改定に實際に合致するようになってきているといふことで今回の改定を考えたわけでございますが、その改定にあたりまして、考え方といたしましては、四十三年以降の勤労所得の上昇率、消費者物価の上昇率、それから公営住宅が収入基準によりまして入居できる階層をどれだけカバーしているかといふカバー率でございます。それからもう一つは、建築費の値上がりによります公営住宅の建設に伴います通常の家賃計算による家賃の値上がり分、それから公営住宅で入居できる階層と公営住宅に入居してもらう階層との接続の問題がございまして、したがって、いろいろ重要な要素を勘案して公営住宅の収入基準をきめる必要があるわけでございますが、今回は四十三年の収入基準をもとにいたしまして、消費者物価の指数を主体として計算いたしてこういう数字を出したわけでございます。この結果、先ほど申し上げましたいろいろな要素も大体満足できるというわけができたわけでございます。

○山田(太)委員 要するに今回は収入基準を、主として勤労者の収入と、それから消費者物価指数といふものによつたといふことでございまして、そこで、これは基準を出すについての根拠が少し薄弱じゃないかという気がするわけですね。それはどういふわけだといふと、昭和三十年の消費者物価指数、それからもう一つは建築費指数といふものを

を出してみます。それから住宅の地価指数、それを一〇〇といたします。そういたしますと、昭和四十二年度において非常に大きな開きがあるわけですね。消費者物価指数は、御存じのとおり一七六・五、それから建築費指数は二〇二・九、住宅地価指数は二二一・〇になっております。主として消費者物価指数等を基準として入居基準をきめるというところは、このような地価、建築費等の上がり方から見て、この収入基準を低くきめたといふことになっていくおそれがあるんじゃないか。ただ単に消費者物価指数を主としてきめていくといふことは、その点真の公正を欠くきらいがある。地価の問題あるいは建築費の問題等もある程度は加味されておるはずですが、そうすると、ところが入居基準について、それが大きくカットされておるといふ点は、現状の公営住宅に入るには収入が多過ぎるし、公営住宅に入るには自分と家族の収入は足らないし、そこでしようとして狭い六畳の部屋や、あるいは八畳の部屋に家族が入らざるを得ない状態になっている階層が、相当数どころか、非常にふえてきております。そこで主として消費者物価指数といふものを基準として入居基準をきめるというところは、賃貸価格自体が、もう一ぺん繰り返すようでございますが、建築費あるいは地価といふものも含まれておるのに、入居基準は消費者物価指数でやっていると、ここに非常にバランスがくずれていく。競争率はふえるかもしれませんが、どんどん建てていくのなら別だけれども、競争率はふえるかもしれないが、いわゆる入れる可能性があるといふ階層をもっとふやしてあげる必要がある。そのためには入居基準といふものを、そのような点も加味して、そしてもっと金額を上げるべきじゃないかと思うのでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○多治見政府委員 お話の前後にございました物価指数、特に地価の指数、建築費の指数等を比較いたしますと、今回、消費者物価指数の上昇を原則としてとつたわけでございます。これは確かに

を出してみます。それから住宅の地価指数、それを一〇〇といたします。そういたしますと、昭和四十二年度において非常に大きな開きがあるわけですね。消費者物価指数は、御存じのとおり一七六・五、それから建築費指数は二〇二・九、住宅地価指数は二二一・〇になっております。主として消費者物価指数等を基準として入居基準をきめるというところは、このような地価、建築費等の上がり方から見て、この収入基準を低くきめたといふことになっていくおそれがあるんじゃないか。ただ単に消費者物価指数を主としてきめていくといふことは、その点真の公正を欠くきらいがある。地価の問題あるいは建築費の問題等もある程度は加味されておるはずですが、そうすると、ところが入居基準について、それが大きくカットされておるといふ点は、現状の公営住宅に入るには収入が多過ぎるし、公営住宅に入るには自分と家族の収入は足らないし、そこでしようとして狭い六畳の部屋や、あるいは八畳の部屋に家族が入らざるを得ない状態になっている階層が、相当数どころか、非常にふえてきております。そこで主として消費者物価指数といふものを基準として入居基準をきめるというところは、賃貸価格自体が、もう一ぺん繰り返すようでございますが、建築費あるいは地価といふものも含まれておるのに、入居基準は消費者物価指数でやっていると、ここに非常にバランスがくずれていく。競争率はふえるかもしれませんが、どんどん建てていくのなら別だけれども、競争率はふえるかもしれないが、いわゆる入れる可能性があるといふ階層をもっとふやしてあげる必要がある。そのためには入居基準といふものを、そのような点も加味して、そしてもっと金額を上げるべきじゃないかと思うのでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○多治見政府委員 お話の前後にございました物価指数、特に地価の指数、建築費の指数等を比較いたしますと、今回、消費者物価指数の上昇を原則としてとつたわけでございます。これは確かに

を出してみます。それから住宅の地価指数、それを一〇〇といたします。そういたしますと、昭和四十二年度において非常に大きな開きがあるわけですね。消費者物価指数は、御存じのとおり一七六・五、それから建築費指数は二〇二・九、住宅地価指数は二二一・〇になっております。主として消費者物価指数等を基準として入居基準をきめるというところは、このような地価、建築費等の上がり方から見て、この収入基準を低くきめたといふことになっていくおそれがあるんじゃないか。ただ単に消費者物価指数を主としてきめていくといふことは、その点真の公正を欠くきらいがある。地価の問題あるいは建築費の問題等もある程度は加味されておるはずですが、そうすると、ところが入居基準について、それが大きくカットされておるといふ点は、現状の公営住宅に入るには収入が多過ぎるし、公営住宅に入るには自分と家族の収入は足らないし、そこでしようとして狭い六畳の部屋や、あるいは八畳の部屋に家族が入らざるを得ない状態になっている階層が、相当数どころか、非常にふえてきております。そこで主として消費者物価指数といふものを基準として入居基準をきめるというところは、賃貸価格自体が、もう一ぺん繰り返すようでございますが、建築費あるいは地価といふものも含まれておるのに、入居基準は消費者物価指数でやっていると、ここに非常にバランスがくずれていく。競争率はふえるかもしれませんが、どんどん建てていくのなら別だけれども、競争率はふえるかもしれないが、いわゆる入れる可能性があるといふ階層をもっとふやしてあげる必要がある。そのためには入居基準といふものを、そのような点も加味して、そしてもっと金額を上げるべきじゃないかと思うのでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○多治見政府委員 お話の前後にございました物価指数、特に地価の指数、建築費の指数等を比較いたしますと、今回、消費者物価指数の上昇を原則としてとつたわけでございます。これは確かに

を出してみます。それから住宅の地価指数、それを一〇〇といたします。そういたしますと、昭和四十二年度において非常に大きな開きがあるわけですね。消費者物価指数は、御存じのとおり一七六・五、それから建築費指数は二〇二・九、住宅地価指数は二二一・〇になっております。主として消費者物価指数等を基準として入居基準をきめるというところは、このような地価、建築費等の上がり方から見て、この収入基準を低くきめたといふことになっていくおそれがあるんじゃないか。ただ単に消費者物価指数を主としてきめていくといふことは、その点真の公正を欠くきらいがある。地価の問題あるいは建築費の問題等もある程度は加味されておるはずですが、そうすると、ところが入居基準について、それが大きくカットされておるといふ点は、現状の公営住宅に入るには収入が多過ぎるし、公営住宅に入るには自分と家族の収入は足らないし、そこでしようとして狭い六畳の部屋や、あるいは八畳の部屋に家族が入らざるを得ない状態になっている階層が、相当数どころか、非常にふえてきております。そこで主として消費者物価指数といふものを基準として入居基準をきめるというところは、賃貸価格自体が、もう一ぺん繰り返すようでございますが、建築費あるいは地価といふものも含まれておるのに、入居基準は消費者物価指数でやっていると、ここに非常にバランスがくずれていく。競争率はふえるかもしれませんが、どんどん建てていくのなら別だけれども、競争率はふえるかもしれないが、いわゆる入れる可能性があるといふ階層をもっとふやしてあげる必要がある。そのためには入居基準といふものを、そのような点も加味して、そしてもっと金額を上げるべきじゃないかと思うのでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○多治見政府委員 お話の前後にございました物価指数、特に地価の指数、建築費の指数等を比較いたしますと、今回、消費者物価指数の上昇を原則としてとつたわけでございます。これは確かに

を出してみます。それから住宅の地価指数、それを一〇〇といたします。そういたしますと、昭和四十二年度において非常に大きな開きがあるわけですね。消費者物価指数は、御存じのとおり一七六・五、それから建築費指数は二〇二・九、住宅地価指数は二二一・〇になっております。主として消費者物価指数等を基準として入居基準をきめるというところは、このような地価、建築費等の上がり方から見て、この収入基準を低くきめたといふことになっていくおそれがあるんじゃないか。ただ単に消費者物価指数を主としてきめていくといふことは、その点真の公正を欠くきらいがある。地価の問題あるいは建築費の問題等もある程度は加味されておるはずですが、そうすると、ところが入居基準について、それが大きくカットされておるといふ点は、現状の公営住宅に入るには収入が多過ぎるし、公営住宅に入るには自分と家族の収入は足らないし、そこでしようとして狭い六畳の部屋や、あるいは八畳の部屋に家族が入らざるを得ない状態になっている階層が、相当数どころか、非常にふえてきております。そこで主として消費者物価指数といふものを基準として入居基準をきめるというところは、賃貸価格自体が、もう一ぺん繰り返すようでございますが、建築費あるいは地価といふものも含まれておるのに、入居基準は消費者物価指数でやっていると、ここに非常にバランスがくずれていく。競争率はふえるかもしれませんが、どんどん建てていくのなら別だけれども、競争率はふえるかもしれないが、いわゆる入れる可能性があるといふ階層をもっとふやしてあげる必要がある。そのためには入居基準といふものを、そのような点も加味して、そしてもっと金額を上げるべきじゃないかと思うのでございますが、その点についてはどうでしょうか。

アンバランスといえはアンバランスでございます。ただお話の時点のとり方が少し違っております。先ほど申し上げましたように、昭和四十三年の公営住宅の収入基準をきめた場合の指数と比較いたしました。消費者物価指数を一応の基準としてとったわけでございます。そういった面でお話のよう指数の上の多少のアンバランスはあるかと存じますが、現在の一番実情に合った取り方としては昭和四十三年の収入基準をとったときの条件から考えまして、われわれといたしましてはこれ以上にとる必要はないのじゃないかという結論が出たわけでございます。

ただ、お話の後段にございましたように、自分の収入では公営住宅に入るには多過ぎる、公営住宅に入るには少な過ぎるということで、どちらにも入れない階層があるというお話でございましたが、実は今度の収入基準の改定をもし行なわなかった場合には、確かにそういう現象が出るというところで、われわれも収入基準改定に踏み切ったわけでございまして、今度の改定で、ごく平均的なお話を申し上げますと、公営住宅は先ほど申し上げましたように、四人世帯で八万四千五百八十三円という収入の方まで入れるようになったわけであります。公営住宅につきましては昭和四十六年度の予算単価からはじきました数字でございしますが、この公営の八万四千五百八十三円に對しまして、七万九千六百円以上の収入の方が入れるという公営住宅の家賃にはなりませんので、その問題は今回の収入基準の改定で解消したというふうにおかれは考えているわけであります。

○山田(六)委員 そうすると、公団が七万九千六百円、それから標準四人世帯とした場合、第一種ならば八万四千五百八十三円の収入の人が入れる。そうするとそこがクロスしているから、この収入基準においてはそういう点が金額の上では防げるのではないかと、そういうことでございすね。そうすると、もう一点お伺いしたいのですが、そして最後に大臣からもお答え願いたいのですが、それだけ入居資格者の数がふえることになります。それ

うすると倍率がどれくらいになる見当であるか、この倍率の見当によつては、今度は住宅計画というものも、それによつて来年度においては、あるいはもう来年のことなんていうから言うのもどうかと思いますが、こういうふうな計画でやつていくかというのを、大臣の答弁もあわせてお願いして、それから大臣の御答弁をお願いしたい。○多治見政府委員 先ほどちょっと申し上げましたが、公営住宅の収入基準をできるだけ上げていく、それによつて国の一番手厚い資金の援助のある住宅の入居資格をふやしていく、これは非常に非常に望ましいことでございしますが、そういったしました場合に、目的といたします低所得階層の入居の機会が相当少なくなる、比較的減つてくるという問題がございします。こういう点も考えて、公営住宅との接続というものをどの程度考えるかという点も、収入基準の改定の際には一つ考慮に入れていくわけであります。

それから、ただいま御質問の倍率の問題でございしますが、これはなかなか一がいに申せませんが、現在公営住宅について申し上げますと、第一種は全国平均、これはあくまで平均でございしますが、十六・三倍の数字が出ております。第二種につきましても三・九倍の数字が出ております。ただ、これは全国平均でございしますので、必ずしも公営住宅の収入基準を設定する場合に、大きなウェイトとして考えるべき数字ではございません。ことに第二種につきましても、大都市におきましては非常に倍率が高い、地方都市におきましては低いという問題でございします。したがって、こういう状況を勘案しながら、大都市と地方都市とのバランスというものを考えて、今後の建設の計画なり、収入基準の状況なりを考えていくということになるかと考えております。

○山田(六)委員 大臣の御答弁をいただく前に、それについての御答弁と、それからもう一つ、いまの局長のお話にありましたように、大都会と地方と非常に違ふわけですね。それが、収入基準は

全然同じなんです。この辺が事実上のアンバランスになる、この点については一考する必要があるのではないかと、そういう点について、あわせて大臣から御答弁願つて、質問を終わりたいと思ひます。○根本國務大臣 山田さんも御承知のように、こゝから新しい方策も考えました。それは、何しろ絶対量が足りないというところに、いろいろの競争率が激しくなつてくる、御指摘のようにギャップが出てきたりする。そこで農住政策で——相当収入のある人、必ずしも公営でなくともいけるといふ者も出てくると思ひます。これが農住政策で、近郊のわりあい環境のいいところに半分政府施業住宅みたいなものもできてきます。

それからもう一つは、御承知のように、労働省が勤労者の財産形成の立場から、いわゆる勤労者住宅のことも進めております。

それからもう一つは、企業が持ち家政策をなるべくやらない。これは、相当の大きい企業ですと、まだ資金的余裕もあるし、これはある意味における勤労対策としてもいいのじゃないか。これもやるわけです。

それからもう一つは、今度近く法案が郵政省から出ると思ひますが、郵便貯金、これを優遇して、持ち家のための資金に充てる、こういうことをずつとことしやってみるつもりです。

その結果によつて、なおかついま御指摘になりましたように、いまの入居者の収入のワケをさらに検討すべき問題が出てきたときに、その時点においてもう一回入居者の資格のスライドをもう少し考えていかなければならない。これは上限と下限をじょうずにバランスをとつていかなければ、上のほうの上限をうんと高くすると、今度は低所得者が非常に強い競争にあおられてしまつて入れないというふうなことになるかと思ひます。

それからもう一つ、地方によつて非常に収入の差もあるし、またしたがって、入居基準も考えてもいいというところは、確かにそのとおりだと思ひます。ところがいま主として問題になつておるのは、大都会のその状況が一番問題なのであります。

で、中小都市と申しますか、そのいわゆる公営住宅のほうは大體いまの基準でやつてもいいのじゃないか。特にいま地方からこれについて強い要望もありませんので、まあ観念的に指摘されれば確かにアンバランスであるが、そのために非常に弊害が多いのだという指摘もありませんので、いましばらくこのままでやつてみたいと思ひ次第でございます。

○山田(六)委員 これで質問を終わりたいと思ひます。

そこで、やはり先ほど大臣の御答弁になりましたように、低所得層、これは別途第二種等々に對しての配慮を講じていたいただいて、そしてこれをカバーしていくという点も、あるいは特別の制度を考慮していくという点も、これをことに要請もし、要望もして、質問を終わりたいと思ひます。

ただ一つ、通産省の方に、きょう質問をする予定であつたのですが、時間が時間でございますので、不燃住宅、新建材の問題で質問を用意しておりましたけれども、きょうはたいへん御苦勞さまでございましたことをお礼を申し上げて、質問をいたしませんけれども、よろしく……。御苦勞さまでございました。

それでは、以上で終わります。○伊能委員長代理 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

昭和四十六年三月十日印刷

昭和四十六年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局